

2024. 3. 27

# Smart-i 先進国株式インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

◆この目論見書により行なう「Smart-i 先進国株式インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年3月26日に関東財務局長に提出しており、2024年3月27日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2024年3月26日
発行者名	: リそなアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役 西山 明宏
本店の所在の場所	: 東京都江東区木場一丁目5番65号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

リそなアセットマネジメント 株式会社

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第二部【ファンド情報】 .....	3
第1【ファンドの状況】 .....	3
第2【管理及び運営】 .....	33
第3【ファンドの経理状況】 .....	38
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	101
第三部【委託会社等の情報】 .....	102
約款 .....	135

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

S m a r t - i 先進国株式インデックス（以下「ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

2024年3月27日から2024年9月25日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 りそなアセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-223351 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時） ホームページ アドレス： <a href="https://www.resona-am.co.jp/">https://www.resona-am.co.jp/</a>
---

### (9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

###### ② ファンドの基本的性格

###### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経 225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア オセアニア			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCI-KOKUSAI 指数(配当込 み、円換算ベ ース))
その他資産 (投資信託証券(株 式一般))	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)			
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われぬファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来からの信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### <補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分の定義>

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1) 株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### (2) 債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

###### (3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

###### (4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

###### (5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

##### 2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

##### 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるもの

を除く。)を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

①日経225

②TOPIX

③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。



③ ファンドの特色

1

**日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)\*の動きに連動する投資成果を目指します。**

\* [MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)]は、MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

2

**RM先進国株式マザーファンドを通じて、金融商品取引所に上場、または店頭登録されている\*日本を除く先進国の株式\*\*、先進国株式の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)への投資を行います。**

- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。

\* 上場予定、店頭登録予定を含みます。

\*\*DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

3

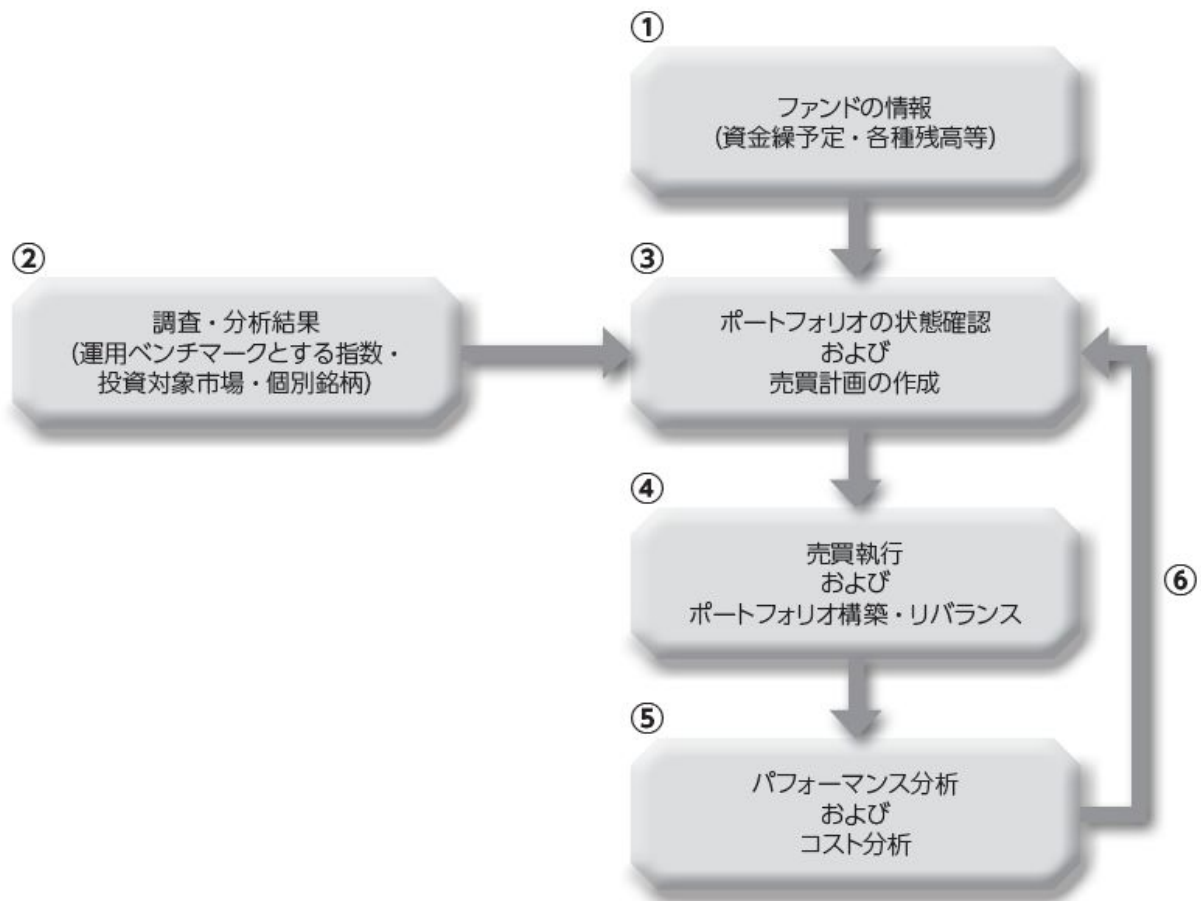
**実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。**

4

**購入時手数料のないノーロード型のファンドです。**

- 換金時手数料、信託財産留保額もかかりません。

## ■ 運用プロセスのイメージ



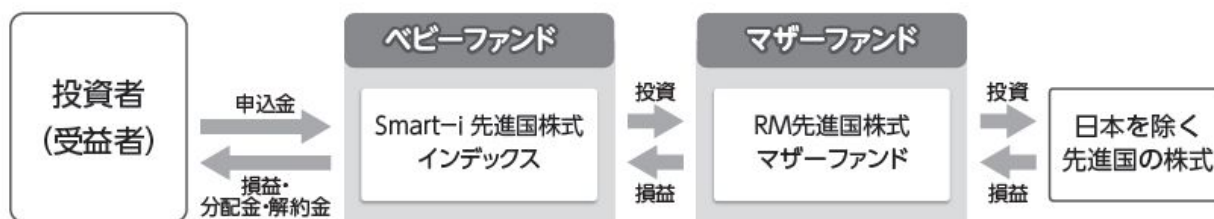
- ①設定・解約による資金繰予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
- ②運用ベンチマークとする指数および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
- ③各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
- ④売買執行(市場での個別銘柄等の売買)により、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
- ⑤運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
- ⑥上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## ■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## ■ 分配方針

原則、毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保金は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

「MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

- ④ 信託金限度額
  - ・ 3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
  - ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

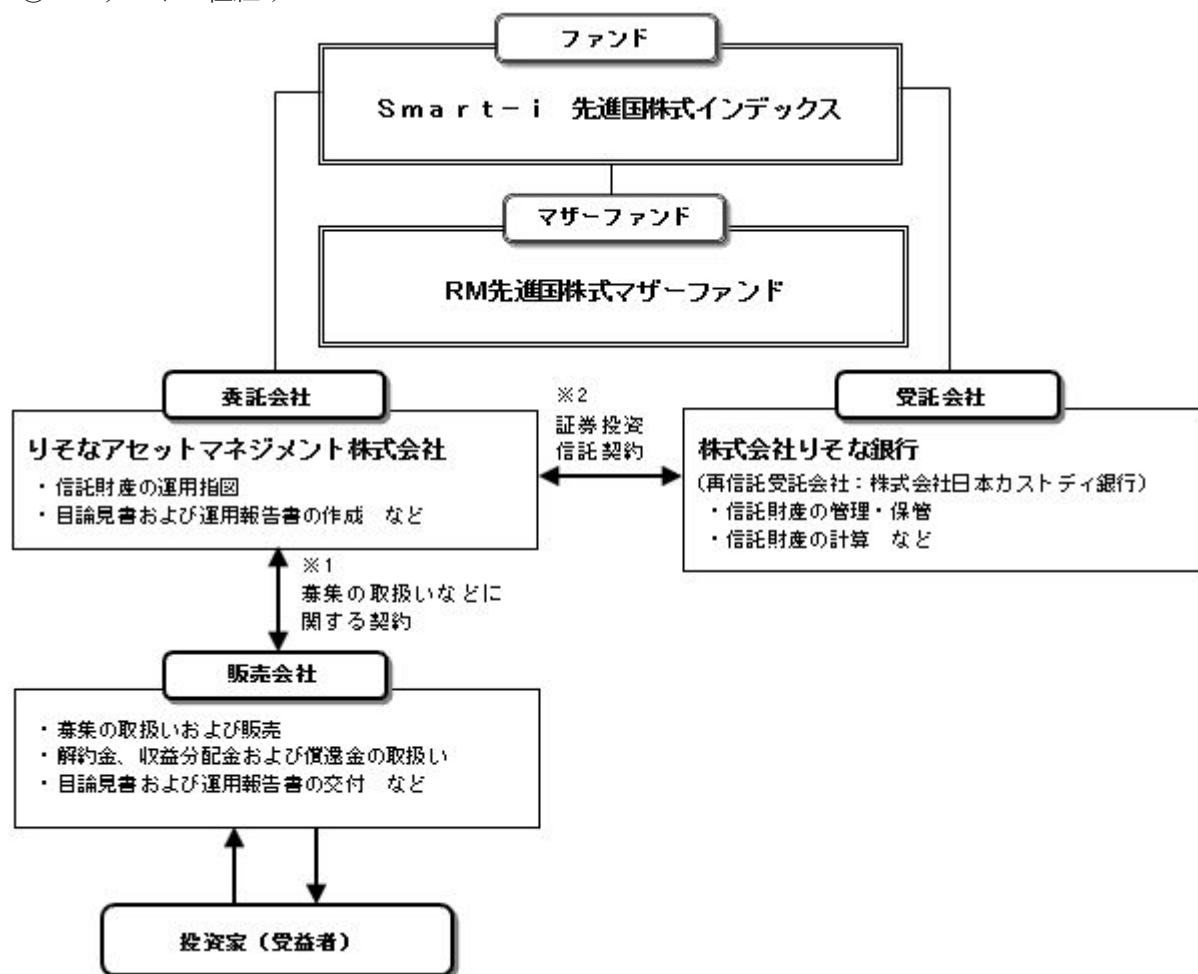
### (2) 【ファンドの沿革】

2017年8月29日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2023年12月末現在）

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

2015年8月3日：りそなアセットマネジメント株式会社設立

2020年1月1日：株式会社りそな銀行の資産運用事業に関する権利義務の一部を承継

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	3,960,000株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、金融商品取引所に上場、または店頭登録されている\*日本を除く先進国の株式、先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。なお、MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。  
\*上場予定、店頭登録予定を含みます。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、前述の「運用プロセスのイメージ」をご参照ください。

### (2)【投資対象】

RM先進国株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。）および先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

#### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ) 有価証券
  - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）
  - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

#### ② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM先進国株式マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するも

の

- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
- 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 19) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 14) の証券のうち投資法人債券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および 14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

### ③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### ④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。



《参考情報》

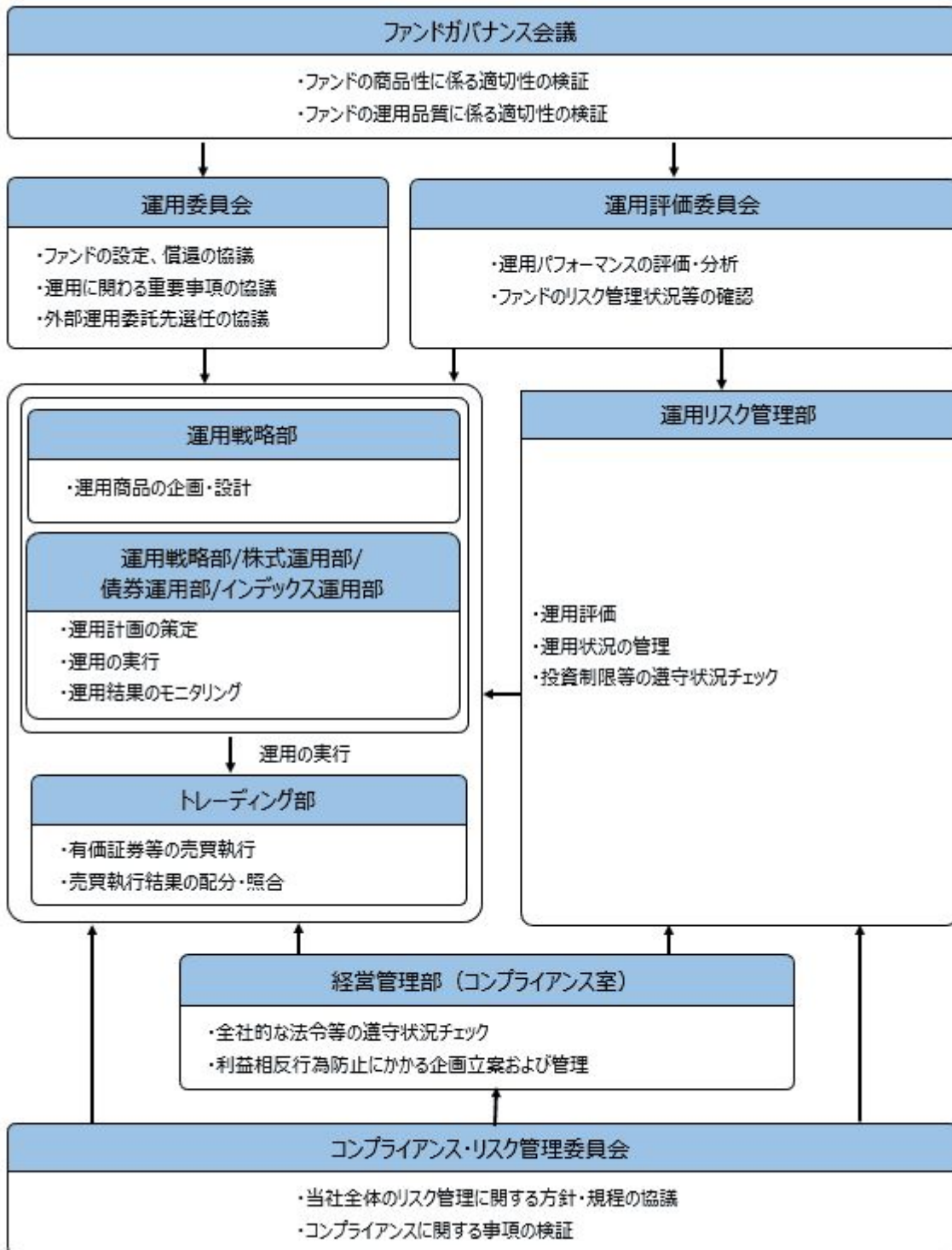
◆投資対象とするマザーファンドの概要

<RM先進国株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）先進国株式（*）（日本の株式を除きます。以下同じ。）            （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。</li> <li>・ 先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）</li> </ul>
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 主として、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。</li> <li>② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。</li> <li>③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。</li> <li>④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ol>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 株式への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</li> <li>③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</li> <li>⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ol>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用体制は以下のとおりです。



※ファンドガバナンス会議は 3 名程度、運用委員会は 5 名程度、運用評価委員会は 6 名程度、コンプライアンス・リスク管理委員会は 3 名程度で構成されています。

- ② りそなアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。  
 委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うとともに、流動性リスクを含む運用リスクの管理を行っています。
- ③ ファンドの関係法人に対する管理体制  
 委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

※上記の運用体制は、2023 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。



#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 2) 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。  
※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

##### ② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

##### 8) 投資する株式等の範囲

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

##### 9) 信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - ロ) 株式分割により取得する株券
  - ハ) 有償増資により取得する株券
  - ニ) 売出しにより取得する株券
  - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きま

す。)の行使により取得可能な株券

10) 先物取引等の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下

「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
5. 前記3. および4.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15) 外国為替予約取引の指図および範囲

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

16) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### ④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### (その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてMSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
  - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
  - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
  - ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
  - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

#### (2) リスク管理体制

##### ○委託会社における投資リスクに対する管理体制

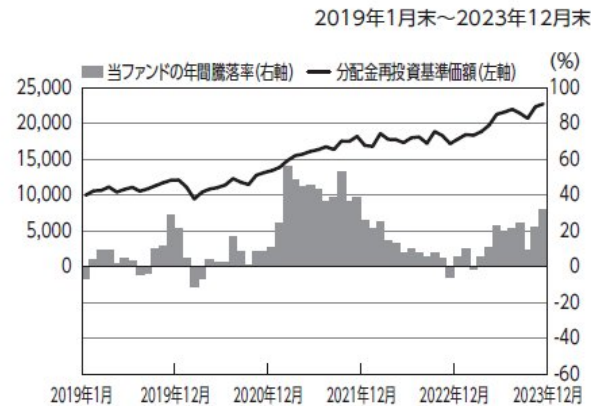
- ①運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。
- ②運用評価委員会は、運用実績、流動性リスクを含む運用リスクの状況、主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況等を確認することを通じ、信託財産の適切な運用に寄与することを目的に運用部門に対する管理・指導、改善提案等を行います。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。  
運用リスクを管理する部門は、運用業務等に係る情報のうち、経営に重要な影響を与えるまたは受益者の利益が著しく阻害される一切の事案についてはすみやかに、また法令・主な投資制限等の遵守状況については定期的に取締役会等に報告します。

※上記体制は 2023 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



## 〔参考情報〕

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

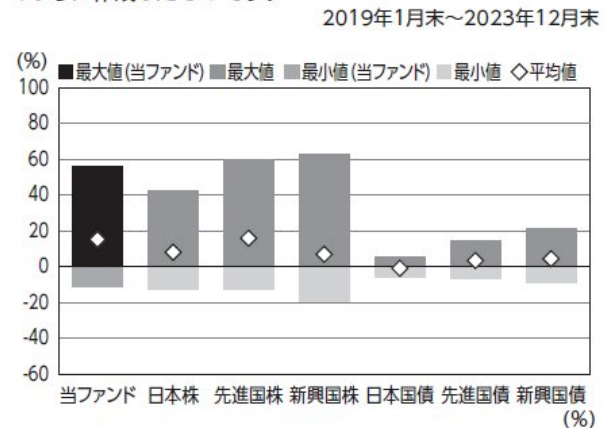


- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年1月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	56.3	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
最小値	△11.2	△12.8	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	15.5	8.4	16.2	7.2	△0.7	3.6	4.8

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### 各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX、配当込み)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数 (TOPIX、配当込み)

東証株価指数 (TOPIX、配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース) は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

ありません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬  
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.22%（税抜 0.20%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分  
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.090%	0.090%	0.020%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払先	主な役務
委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

##### ③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

##### (4) 【その他の手数料等】

- ① 監査法人に支払うファンドの監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- ② 有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は証券会社等に信託財産中から都度支払われます。また、外貨建資産の保管等に要する費用は海外の保管機関に信託財産中から都度支払われます。（消費税等相当額を含みます。）
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から都度支払われます。信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から都度支払われます。
- ④ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支払われます。
- ⑤ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます（現在、その他諸費用として受益者負担項目はありません。）

※これらのその他の手数料等は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算

方法の概要等を記載することができません。

○上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

○上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### 《確定拠出年金の場合》

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

##### 《確定拠出年金でない場合》

#### ① 個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

##### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ② 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### ③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

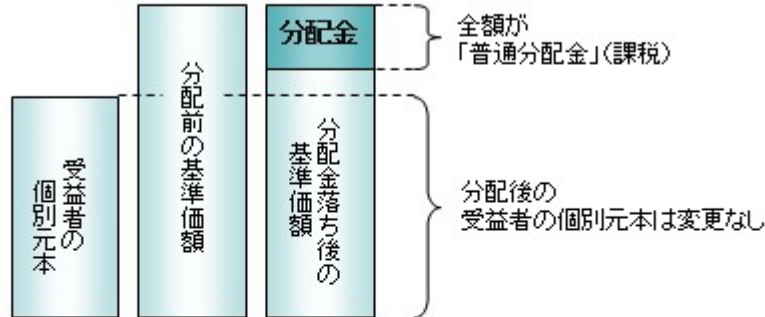


④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

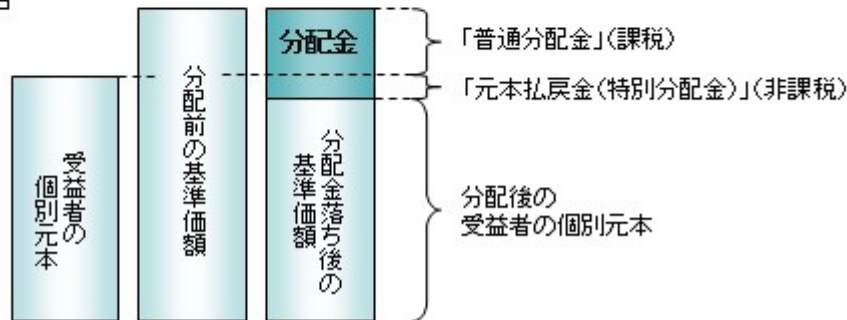
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 1 月末現在のもので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

**【参考情報】ファンドの総経費率**

総経費率(①+②)	①	②
	運用管理費用の比率	その他費用の比率
0.26%	0.22%	0.04%

※対象期間は2022年6月28日～2023年6月26日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

### 【Smart-i 先進国株式インデックス】

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	50,296,159,073	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	74,715,521	0.15
合計 (純資産総額)		50,370,874,594	100.00

#### (2) 【投資資産】

##### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

###### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国株式マザーファンド	18,896,963,884	2.4558	46,407,832,426	2.6616	50,296,159,073	99.85

###### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

##### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### ① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2018年6月25日)	107	107	1.1078	1.1078
第2計算期間末 (2019年6月25日)	1,124	1,124	1.1481	1.1481
第3計算期間末 (2020年6月25日)	3,584	3,584	1.1635	1.1635
第4計算期間末 (2021年6月25日)	10,591	10,591	1.7090	1.7090
第5計算期間末 (2022年6月27日)	20,503	20,503	1.8434	1.8434

第6計算期間末	(2023年6月26日)	38,060	38,060	2.2098	2.2098
	2022年12月末日	26,132	—	1.8222	—
	2023年1月末日	27,971	—	1.8897	—
	2月末日	29,659	—	1.9559	—
	3月末日	31,011	—	1.9454	—
	4月末日	32,593	—	1.9983	—
	5月末日	34,856	—	2.0915	—
	6月末日	39,228	—	2.2556	—
	7月末日	41,165	—	2.2896	—
	8月末日	43,210	—	2.3289	—
	9月末日	43,502	—	2.2722	—
	10月末日	43,404	—	2.1956	—
	11月末日	48,160	—	2.3679	—
	12月末日	50,370	—	2.4093	—

## ②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年8月29日～2018年6月25日	0.0000
第2期	2018年6月26日～2019年6月25日	0.0000
第3期	2019年6月26日～2020年6月25日	0.0000
第4期	2020年6月26日～2021年6月25日	0.0000
第5期	2021年6月26日～2022年6月27日	0.0000
第6期	2022年6月28日～2023年6月26日	0.0000
当中間期	2023年6月27日～2023年12月26日	—

## ③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年8月29日～2018年6月25日	10.78
第2期	2018年6月26日～2019年6月25日	3.64
第3期	2019年6月26日～2020年6月25日	1.34
第4期	2020年6月26日～2021年6月25日	46.88
第5期	2021年6月26日～2022年6月27日	7.86
第6期	2022年6月28日～2023年6月26日	19.88
当中間期	2023年6月27日～2023年12月26日	8.63

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	2017年8月29日～2018年6月25日	100,664,226	3,378,294
第2期	2018年6月26日～2019年6月25日	951,811,172	69,460,652
第3期	2019年6月26日～2020年6月25日	2,452,310,637	350,808,159
第4期	2020年6月26日～2021年6月25日	3,945,244,025	828,707,120
第5期	2021年6月26日～2022年6月27日	6,272,443,641	1,347,682,199
第6期	2022年6月28日～2023年6月26日	8,085,174,470	1,983,860,674
当中間期	2023年6月27日～2023年12月26日	4,718,783,088	1,139,016,136

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

## RM先進国株式マザーファンド

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	150,786,610,625	66.22
	カナダ	7,431,973,691	3.26
	パナマ	66,898,216	0.03
	ドイツ	5,231,450,697	2.30
	イタリア	1,216,322,604	0.53
	フランス	6,738,292,171	2.96
	オランダ	4,144,034,663	1.82
	スペイン	1,588,994,151	0.70
	ベルギー	477,666,064	0.21
	オーストリア	117,681,266	0.05
	ルクセンブルク	111,348,479	0.05
	フィンランド	663,816,906	0.29
	アイルランド	3,914,957,525	1.72
	ポルトガル	111,474,091	0.05
	イギリス	8,351,199,469	3.67
	スイス	6,814,854,050	2.99
	スウェーデン	1,985,368,750	0.87
	ノルウェー	413,614,154	0.18
	デンマーク	2,056,024,479	0.90
	ケイマン	299,248,757	0.13
	リベリア	115,284,016	0.05
	オーストラリア	4,321,791,226	1.90
	バミューダ	259,271,691	0.11
	ニュージーランド	161,625,063	0.07
	香港	1,013,358,552	0.45
	シンガポール	673,021,139	0.30
	イスラエル	422,907,157	0.19
キュラソー	280,786,422	0.12	
ジャージー	725,578,426	0.32	
マン島	30,461,000	0.01	
小計		210,525,915,500	92.46
新株予約権証券	カナダ	0	0.00

投資証券	アメリカ	3,892,321,747	1.71
	カナダ	15,488,168	0.01
	フランス	79,551,559	0.03
	ベルギー	18,618,519	0.01
	イギリス	74,176,233	0.03
	オーストラリア	265,205,512	0.12
	香港	53,323,792	0.02
	シンガポール	99,897,019	0.04
	小計	4,498,582,549	1.98
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	12,681,652,452	5.57
合計(純資産総額)		227,706,150,501	100.00

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	10,314,638,159	4.53
	買建	ドイツ	2,370,086,066	1.04

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	789,749,907	0.35

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	418,175	20,926.88	8,751,098,369	27,455.45	11,481,183,389	5.04
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	188,773	36,154.64	6,825,021,666	53,225.96	10,047,624,600	4.41
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	248,406	14,394.37	3,575,650,156	21,753.88	5,403,795,657	2.37
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	66,071	32,237.54	2,129,966,780	70,237.05	4,640,632,302	2.04
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	158,747	14,434.98	2,291,510,017	19,888.82	3,157,290,651	1.39
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	59,472	23,142.21	1,376,313,941	50,820.52	3,022,398,298	1.33
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	139,705	14,476.58	2,022,451,741	20,037.74	2,799,372,802	1.23
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	76,455	23,006.68	1,758,976,077	35,908.51	2,745,385,851	1.21

アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	11,878	86,321.56	1,025,327,491	159,191.41	1,890,875,572	0.83
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	77,808	19,634.47	1,527,718,866	24,153.64	1,879,347,121	0.83
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	24,798	69,441.13	1,722,001,248	74,446.56	1,846,125,968	0.81
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	21,606	51,956.83	1,122,579,362	82,381.95	1,779,944,531	0.78
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CLASS B	金融サービス	35,007	44,735.07	1,566,040,699	50,714.15	1,775,350,358	0.78
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	42,915	31,980.17	1,372,429,086	36,932.53	1,584,959,611	0.70
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	107,205	16,036.00	1,719,139,804	14,209.94	1,523,377,443	0.67
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	64,507	23,608.13	1,522,890,105	22,207.74	1,432,554,774	0.63
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サービス	22,447	53,930.77	1,210,584,173	60,464.96	1,357,257,083	0.60
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	26,660	44,710.48	1,191,981,463	49,266.06	1,313,433,394	0.58
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	63,123	20,269.00	1,279,440,143	20,668.88	1,304,682,085	0.57
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	87,470	10,478.88	916,587,765	14,718.05	1,287,388,358	0.57
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	71,570	18,796.65	1,345,276,433	16,283.94	1,165,442,273	0.51
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	10,796	96,974.83	1,046,940,354	107,768.60	1,163,469,892	0.51
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	11,864	70,661.09	838,323,266	94,047.47	1,115,779,220	0.49
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	68,027	15,348.30	1,044,099,466	15,426.84	1,049,442,264	0.46
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	47,324	20,934.83	990,720,240	21,948.19	1,038,676,262	0.46
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	48,573	25,147.42	1,221,485,679	21,241.87	1,031,781,794	0.45
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	12,195	53,726.44	655,194,050	84,462.60	1,030,021,427	0.45

アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	26,073	23,335.29	608,421,262	37,667.21	982,097,203	0.43
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	110,119	8,571.55	943,891,297	8,332.51	917,567,944	0.40
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	190,341	4,765.04	906,983,504	4,805.20	914,626,649	0.40

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	4.44
		素材	3.85
		資本財	6.56
		商業・専門サービス	1.50
		運輸	1.74
		自動車・自動車部品	1.97
		耐久消費財・アパレル	1.47
		消費者サービス	1.99
		メディア・娯楽	5.68
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.38
		生活必需品流通・小売り	1.62
		食品・飲料・タバコ	3.34
		家庭用品・パーソナル用品	1.54
		ヘルスケア機器・サービス	4.13
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.51
		銀行	5.20
		金融サービス	6.40
		保険	2.88
		ソフトウェア・サービス	9.56
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.40
電気通信サービス	1.11		
公益事業	2.55		
半導体・半導体製造装置	6.29		
不動産管理・開発	0.34		
新株予約権証券	—	—	—
投資証券	—	—	1.98
合計			94.43

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等 (円)	評価額 (各通貨)	評価額 (円)	投資比率 (%)



株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP500MIN2403	買建	301	米ドル	70,743,500	10,033,550,604	72,725,362.5	10,314,638,159	4.53
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	STX E6002403	買建	628	ユーロ	15,003,879	2,357,409,468	15,084,560	2,370,086,066	1.04

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	3,940,000.00	558,141,084	558,276,330	0.25
	カナダドル	買建	300,000.00	32,201,559	32,144,130	0.01
	ユーロ	買建	540,000.00	84,967,436	84,783,132	0.04
	英ポンド	買建	220,000.00	39,850,894	39,712,552	0.02
	スイスフラン	買建	130,000.00	21,885,316	21,863,907	0.01
	スウェーデンクローナ	買建	670,000.00	9,551,600	9,527,601	0.00
	ノルウェークローネ	買建	180,000.00	2,503,260	2,503,512	0.00
	デンマーククローネ	買建	290,000.00	6,127,120	6,109,285	0.00
	オーストラリアドル	買建	220,000.00	21,368,144	21,310,190	0.01
	ニュージーランドドル	買建	30,000.00	2,694,387	2,694,744	0.00
	香港ドル	買建	360,000.00	6,528,960	6,528,420	0.00
	シンガポールドル	買建	40,000.00	4,296,120	4,296,104	0.00

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 運用実績

2023年12月29日現在

### 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。  
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

### 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年6月25日	0円
2020年6月25日	0円
2021年6月25日	0円
2022年6月27日	0円
2023年6月26日	0円
設定来累計	0円

### 主要な資産の状況

#### ■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
株式	94.4%
先物	5.6%
現金等	-0.0%
合計	100.0%

#### ■国・地域別配分

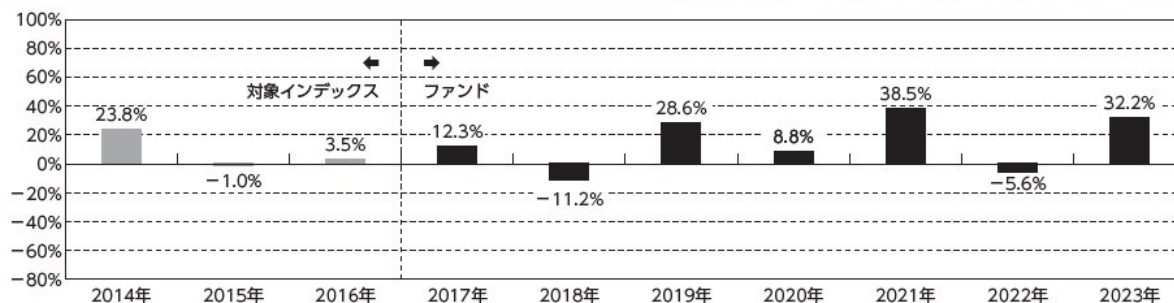
国・地域	組入比率
アメリカ	72.1%
カナダ	3.1%
イギリス	3.0%
フランス	2.8%
ドイツ	2.3%
その他	16.7%
合計	100.0%

#### ■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.0%
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.4%
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売	2.4%
4	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.0%
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	1.4%
6	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	メディア・娯楽	1.3%
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.2%
8	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	1.2%
9	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	0.8%
10	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	0.8%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。  
※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。  
※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類を基準としています。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



・2014年から2016年までは、対象インデックス(MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース))の年間騰落率です。  
・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
・2017年は8月29日から12月末までの騰落率です。  
・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

#### (3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日

#### (6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

#### (7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### (9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所\*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

### 2【換金（解約）手続等】

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先  
 りそなアセットマネジメント株式会社  
 電話番号：0120-223351  
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
 ホームページ アドレス：https://www.resona-am.co.jp/

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

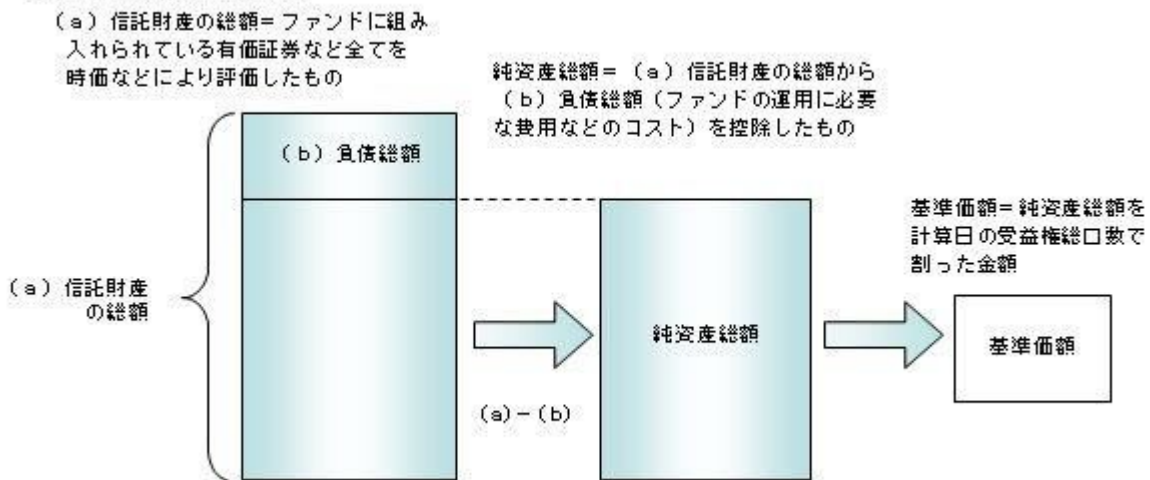
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



- ② 有価証券などの評価基準
- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- ＜主な資産の評価方法＞
- ◇マザーファンド受益証券  
基準価額計算日の基準価額で評価します。
  - ◇外国株式  
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。
  - ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。
- ③ 基準価額の照会方法  
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先  
りそなアセットマネジメント株式会社  
電話番号：0120-223351  
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
ホームページアドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2017年8月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年6月26日から翌年6月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

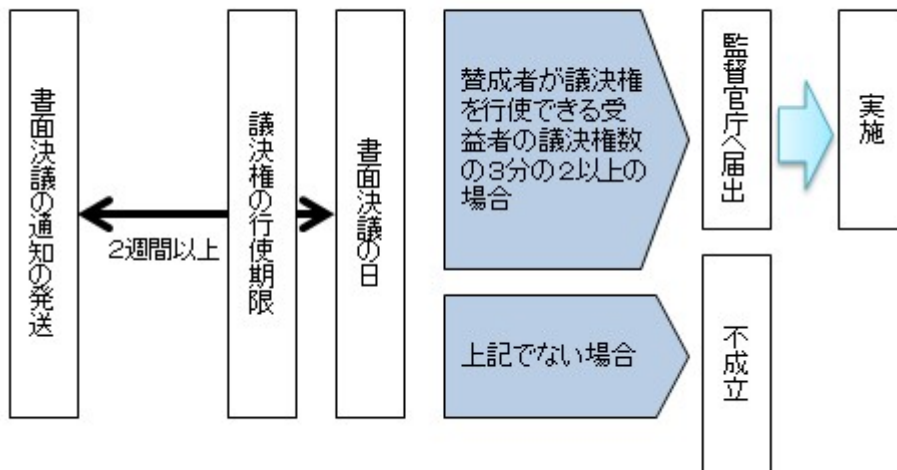
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限  
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
  - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
  - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権  
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権  
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(2022年6月28日から2023年6月26日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

2023年9月7日

りそなアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている Smart-i 先進国株式インデックスの2022年6月28日から2023年6月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Smart-i 先進国株式インデックスの2023年6月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【Smart-i 先進国株式インデックス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 2022年6月27日現在	第6期 2023年6月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	50,278,509	128,983,385
親投資信託受益証券	20,487,694,830	38,004,592,039
未収入金	5,731,000	-
流動資産合計	20,543,704,339	38,133,575,424
資産合計	20,543,704,339	38,133,575,424
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	20,346,986	37,825,761
未払受託者報酬	1,955,828	3,390,617
未払委託者報酬	17,602,330	30,515,492
未払利息	136	349
その他未払費用	762,675	1,034,048
流動負債合計	40,667,955	72,766,267
負債合計	40,667,955	72,766,267
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	11,122,437,277	17,223,751,073
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	9,380,599,107	20,837,058,084
(分配準備積立金)	2,881,370,820	8,033,164,890
元本等合計	20,503,036,384	38,060,809,157
純資産合計	20,503,036,384	38,060,809,157
負債純資産合計	20,543,704,339	38,133,575,424

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期		第6期	
	自 2021年6月26日	至 2022年6月27日	自 2022年6月28日	至 2023年6月26日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		972,291,699		5,796,838,209
<b>営業収益合計</b>		<b>972,291,699</b>		<b>5,796,838,209</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		34,796		76,872
受託者報酬		3,397,191		6,053,238
委託者報酬		30,574,579		54,479,034
その他費用		1,326,828		1,849,615
<b>営業費用合計</b>		<b>35,333,394</b>		<b>62,458,759</b>
営業利益又は営業損失(△)		936,958,305		5,734,379,450
経常利益又は経常損失(△)		936,958,305		5,734,379,450
当期純利益又は当期純損失(△)		936,958,305		5,734,379,450
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		109,310,657		208,254,388
期首剰余金又は期首欠損金(△)		4,394,157,995		9,380,599,107
剰余金増加額又は欠損金減少額		5,151,652,995		7,641,286,392
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		5,151,652,995		7,641,286,392
剰余金減少額又は欠損金増加額		992,859,531		1,710,952,477
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		992,859,531		1,710,952,477
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		9,380,599,107		20,837,058,084

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月26日から翌年6月25日までとなっております。ただし、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2022年6月28日から2023年6月26日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第5期 2022年6月27日現在	第6期 2023年6月26日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 6,197,675,835円	期首元本額 11,122,437,277円
期中追加設定元本額 6,272,443,641円	期中追加設定元本額 8,085,174,470円
期中一部解約元本額 1,347,682,199円	期中一部解約元本額 1,983,860,674円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 11,122,437,277口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 17,223,751,073口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.8434円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.2098円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (18,434円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (22,098円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自2021年6月26日 至2022年6月27日	第6期 自2022年6月28日 至2023年6月26日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 240,312,678円	A 費用控除後の配当等収益額 553,243,005円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 587,334,970円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 4,972,882,057円
C 収益調整金額 6,499,228,287円	C 収益調整金額 12,803,893,194円
D 分配準備積立金額 2,053,723,172円	D 分配準備積立金額 2,507,039,828円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 9,380,599,107円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 20,837,058,084円
F 当ファンドの期末残存口数 11,122,437,277口	F 当ファンドの期末残存口数 17,223,751,073口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 8,433円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 12,097円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

第5期 自2021年6月26日 至2022年6月27日	第6期 自2022年6月28日 至2023年6月26日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

<p>これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

## II 金融商品の時価等に関する事項

第5期 2022年6月27日現在	第6期 2023年6月26日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

### (関連当事者との取引に関する注記)

第5期 自 2021年6月26日 至 2022年6月27日	第6期 自 2022年6月28日 至 2023年6月26日
該当事項はありません。	同左

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

### (その他の注記)

#### 1 有価証券に関する注記

##### 売買目的有価証券

種類	第5期 自 2021年6月26日 至 2022年6月27日	第6期 自 2022年6月28日 至 2023年6月26日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	972,478,810	5,795,449,775
合計	972,478,810	5,795,449,775

#### 2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM先進国株式マザーファンド	15,587,790,509	38,004,592,039	
合計		15,587,790,509	38,004,592,039	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM先進国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

## RM先進国株式マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

2023年6月26日現在

資産の部	
流動資産	
預金	4,639,574,846
コール・ローン	178,771,958
株式	191,536,108,139
投資証券	3,904,335,565
派生商品評価勘定	3,272,861
未収入金	511,881,543
未収配当金	236,501,723
差入委託証拠金	4,272,514,481
流動資産合計	205,282,961,116
資産合計	205,282,961,116
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	40,031,632
未払解約金	265,538,600
未払利息	484
流動負債合計	305,570,716
負債合計	305,570,716
純資産の部	
元本等	
元本	84,072,709,910
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	120,904,680,490
元本等合計	204,977,390,400
純資産合計	204,977,390,400
負債純資産合計	205,282,961,116



注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年6月26日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年6月28日
期首元本額	57,817,526,140円
期中追加設定元本額	61,284,166,659円
期中一部解約元本額	35,028,982,889円
期末元本額	84,072,709,910円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	2,807,854,906円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	9,110,631,832円
りそなラップ型ファンド(成長型)	7,527,191,599円
DCりそな グローバルバランス	75,052,310円
つみたてバランスファンド	2,923,716,467円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	1,972,668,810円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	1,373,896,987円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	934,440,990円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	470,010,367円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	321,102,707円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	177,822,309円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	360,650,337円

りそな つみたてラップ型ファンド (安定型)	15,758,588 円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定成長型)	27,985,745 円
りそな つみたてラップ型ファンド (成長型)	30,386,178 円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	4,798,160 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 2%)	47,453 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 3%)	97,223 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 4%)	133,753 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 5%)	168,254 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 6%)	188,086 円
FWりそな先進国株式アクティブファンド	54,774,293 円
FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド	43,033,552 円
FWりそな先進国株式インデックスファンド	32,453,873,316 円
S m a r t e r i 先進国株式インデックス	15,587,790,509 円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定型	487,733,179 円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定成長型	1,609,031,757 円
S m a r t e r i 8資産バランス 成長型	2,007,914,575 円
S m a r t e r i S e l e c t 全世界株式インデックス	228,796,726 円
S m a r t e r i S e l e c t 全世界株式インデックス (除く日本)	151,010,513 円
りそなFT 先進国株式インデックス (適格機関投資家専用)	279,703,198 円
りそなDAAファンド (適格機関投資家専用)	85,872,309 円
りそなFT RCバランスファンド (適格機関投資家専用)	1,123,682,118 円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	30,706,703 円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	44,023,204 円
りそなVIグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	228,428,752 円
りそなFT マルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	76,322,838 円
りそなDAAマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	74,810,343 円
りそなFT パッシブバランス I (適格機関投資家専用)	1,110,489,829 円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	78,936,552 円
りそなDAAファンドII (適格機関投資家専用)	109,157 円
りそなDAAファンド202205 (適格機関投資家専用)	181,063,426 円
2. 計算日における受益権の総数	84,072,709,910 口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.4381 円
(10,000口当たり純資産額)	(24,381 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

### I 金融商品の状況に関する事項

2023年6月26日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォ

パフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。

また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

## II 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月26日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法
株式、投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
デリバティブ取引 (その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

2023年6月26日現在

該当事項はありません。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

### (その他の注記)

#### 1 有価証券に関する注記

##### 売買目的有価証券

種類	2023年6月26日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
株式		10,216,403,465
投資証券		△401,743,965
合計		9,814,659,500

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

#### 2 デリバティブ取引に関する注記

##### (株式関連)

(2023年6月26日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	9,584,041,187	—	9,546,119,842	△37,921,345
合計		9,584,041,187	—	9,546,119,842	△37,921,345

(注) 時価の算定方法

先物取引

外国先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

(2023年6月26日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	445,819,476	—	446,982,050	1,162,574
	米ドル	335,797,864	—	337,102,500	1,304,636
	カナダドル	13,060,332	—	13,070,400	10,068
	ユーロ	51,739,644	—	51,627,609	△112,035
	英ポンド	20,059,578	—	20,090,037	30,459
	スイスフラン	12,788,768	—	12,810,560	21,792
	デンマーククローネ	4,631,770	—	4,621,320	△10,450
	オーストラリアドル	7,741,520	—	7,659,624	△81,896
合計	445,819,476	—	446,982,050	1,162,574	

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	APA CORP	7,486	32.58	243,893.88	
	BAKER HUGHES COMPANY	26,643	29.77	793,162.11	
	CHENIERE ENERGY INC	6,404	148.56	951,378.24	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	3,035	80.59	244,590.65	
	CHEVRON CORP	47,088	151.35	7,126,768.80	
	CONOCOPHILLIPS	31,734	100.46	3,187,997.64	
	COTERRA ENERGY INC	20,285	23.72	481,160.20	
	DEVON ENERGY CORP	17,208	47.15	811,357.20	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	4,546	125.40	570,068.40	
	EOG RESOURCES INC	15,414	106.82	1,646,523.48	
	EQT CORP	9,515	39.18	372,797.70	
	EXXON MOBIL CORP	106,170	102.40	10,871,808.00	
	HALLIBURTON CO	23,779	30.89	734,533.31	
	HESS CORP	7,265	131.61	956,146.65	
	HF SINCLAIR CORP	3,758	42.50	159,715.00	
	KINDER MORGAN INC	53,220	16.32	868,550.40	
	MARATHON OIL CORP	14,890	21.95	326,835.50	
	MARATHON PETROLEUM CORP	11,664	111.64	1,302,168.96	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	18,873	56.07	1,058,209.11	
	ONEOK INC	11,790	57.69	680,165.10	
	OVINTIV INC	5,876	34.97	205,483.72	
	PHILLIPS 66	11,785	90.86	1,070,785.10	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	6,136	198.66	1,218,977.76	
	SCHLUMBERGER LTD	37,247	46.59	1,735,337.73	
	TARGA RESOURCES CORP	5,417	69.92	378,756.64	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	151	1,282.66	193,681.66	
VALERO ENERGY CORP	9,605	111.30	1,069,036.50		
WILLIAMS COS INC	32,041	30.59	980,134.19		
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	5,850	286.26	1,674,621.00		
ALBEMARLE CORP	2,934	220.18	646,008.12		

ALCOA CORP	4,122	32.84	135,366.48
AMCOR PLC	36,707	9.87	362,298.09
AVERY DENNISON CORP	2,036	167.85	341,742.60
BALL CORP	7,893	55.81	440,508.33
CELANESE CORP	2,671	109.46	292,367.66
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	4,912	70.56	346,590.72
CLEVELAND-CLIFFS INC	11,727	15.83	185,638.41
CORTEVA INC	18,849	57.23	1,078,728.27
CROWN HOLDINGS INC	2,893	85.74	248,045.82
DOW INC	18,749	51.36	962,948.64
DUPONT DE NEMOURS INC	12,405	67.78	840,810.90
EASTMAN CHEMICAL CO	2,948	78.55	231,565.40
ECOLAB INC	6,770	178.15	1,206,075.50
FMC CORP	3,105	105.73	328,291.65
FREEMPORT-MCMORAN INC	37,751	38.37	1,448,505.87
INTERNATIONAL PAPER CO	9,304	30.60	284,702.40
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	6,820	75.28	513,409.60
LINDE PLC	12,853	370.59	4,763,193.27
LYONDELLBASELL INDU-CL A	6,534	88.33	577,148.22
MARTIN MARIETTA MATERIALS	1,559	442.38	689,670.42
MOSAIC CO/THE	8,511	34.21	291,161.31
NEWMONT CORP	21,069	41.58	876,049.02
NUCOR CORP	6,400	153.79	984,256.00
PACKAGING CORP OF AMERICA	2,403	128.82	309,554.46
PPG INDUSTRIES INC	6,244	138.89	867,229.16
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	1,573	258.26	406,242.98
RPM INTERNATIONAL INC	3,614	82.17	296,962.38
SEALED AIR CORP	3,468	38.06	131,992.08
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	6,471	247.04	1,598,595.84
STEEL DYNAMICS INC	4,203	102.68	431,564.04
VULCAN MATERIALS CO	3,540	214.43	759,082.20
WESTLAKE CORP	709	112.80	79,975.20
WESTROCK CO	7,139	27.23	194,394.97
3M CO	14,498	100.72	1,460,238.56
AECOM	3,673	84.99	312,168.27
AERCAP HOLDINGS NV	4,225	60.60	256,035.00

ALLEGION PLC	2,445	115.50	282,397.50
AMETEK INC	6,073	156.06	947,752.38
AXON ENTERPRISE INC	1,836	188.71	346,471.56
BOEING CO/THE	14,919	205.41	3,064,511.79
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	3,662	127.52	466,978.24
CARLISLE COS INC	1,273	241.66	307,633.18
CARRIER GLOBAL CORP	22,021	48.05	1,058,109.05
CATERPILLAR INC	13,536	234.44	3,173,379.84
CUMMINS INC	3,737	232.02	867,058.74
DEERE & CO	7,381	404.45	2,985,245.45
DOVER CORP	3,708	141.13	523,310.04
EATON CORP PLC	10,448	194.46	2,031,718.08
EMERSON ELECTRIC CO	14,711	86.68	1,275,149.48
FASTENAL CO	15,071	56.89	857,389.19
FERGUSON PLC	5,190	150.62	781,717.80
FORTIVE CORP	9,350	71.03	664,130.50
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	3,093	67.57	208,994.01
GENERAC HOLDINGS INC	1,681	129.07	216,966.67
GENERAL DYNAMICS CORP	6,143	212.39	1,304,711.77
GENERAL ELECTRIC CO	28,579	103.78	2,965,928.62
GRACO INC	3,957	83.55	330,607.35
HEICO CORP	1,073	173.74	186,423.02
HEICO CORP-CLASS A	1,964	139.26	273,506.64
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	17,444	200.09	3,490,369.96
HOWMET AEROSPACE INC	10,380	46.35	481,113.00
HUBBELL INC	1,422	317.07	450,873.54
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	1,111	216.96	241,042.56
IDEX CORP	1,857	203.04	377,045.28
ILLINOIS TOOL WORKS	8,004	242.25	1,938,969.00
INGERSOLL-RAND INC	10,133	63.37	642,128.21
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	3,600	50.45	181,620.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	18,093	64.99	1,175,864.07
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	5,010	191.90	961,419.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	889	311.71	277,110.19
LOCKHEED MARTIN CORP	5,976	459.36	2,745,135.36
MASCO CORP	5,980	55.26	330,454.80

NORDSON CORP	1,267	235.74	298,682.58
NORTHROP GRUMMAN CORP	3,795	454.05	1,723,119.75
OTIS WORLDWIDE CORP	10,900	86.37	941,433.00
OWENS CORNING	2,475	124.06	307,048.50
PACCAR INC	13,772	78.44	1,080,275.68
PARKER HANNIFIN CORP	3,377	370.12	1,249,895.24
PENTAIR PLC	4,364	60.12	262,363.68
QUANTA SERVICES INC	3,840	186.61	716,582.40
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	38,336	96.91	3,715,141.76
ROCKWELL AUTOMATION INC	3,028	313.27	948,581.56
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	3,993	43.12	172,178.16
SMITH (A. O.) CORP	3,305	69.49	229,664.45
SNAP-ON INC	1,311	273.62	358,715.82
STANLEY BLACK & DECKER INC	4,061	87.81	356,596.41
TEXTRON INC	5,445	64.91	353,434.95
TORO CO	2,902	97.41	282,683.82
TRANE TECHNOLOGIES PLC	6,036	186.16	1,123,661.76
TRANSDIGM GROUP INC	1,437	850.26	1,221,823.62
UNITED RENTALS INC	1,732	404.38	700,386.16
WABTEC CORP	4,775	102.32	488,578.00
WATSCO INC	883	365.27	322,533.41
WW GRAINGER INC	1,135	737.90	837,516.50
XYLEM INC	6,337	111.03	703,597.11
AUTOMATIC DATA PROCESSING	10,869	213.83	2,324,118.27
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	3,274	107.44	351,758.56
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	3,122	158.01	493,307.22
CERIDIAN HCM HOLDING INC	3,672	63.46	233,025.12
CINTAS CORP	2,409	482.59	1,162,559.31
CLARIVATE PLC	10,336	8.80	90,956.80
COPART INC	11,302	89.19	1,008,025.38
COSTAR GROUP INC	10,230	86.75	887,452.50
EQUIFAX INC	3,087	224.03	691,580.61
JACOBS SOLUTIONS INC	3,361	114.50	384,834.50
LEIDOS HOLDINGS INC	3,453	84.72	292,538.16
PAYCHEX INC	8,554	108.38	927,082.52
PAYCOM SOFTWARE INC	1,440	306.20	440,928.00



PAYLOCITY HOLDING CORP	968	176.75	171,094.00
REPUBLIC SERVICES INC	5,560	146.53	814,706.80
ROBERT HALF INTL INC	2,833	70.53	199,811.49
ROLLINS INC	6,535	41.39	270,483.65
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	5,673	58.49	331,813.77
TRANSUNION	5,124	74.22	380,303.28
VERISK ANALYTICS INC	3,931	224.35	881,919.85
WASTE CONNECTIONS INC	6,789	136.10	923,982.90
WASTE MANAGEMENT INC	10,682	165.59	1,768,832.38
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	2,734	90.45	247,290.30
CSX CORP	54,080	32.74	1,770,579.20
DELTA AIR LINES INC	3,957	42.86	169,597.02
EXPEDITORS INTL WASH INC	4,162	114.45	476,340.90
FEDEX CORP	6,161	232.34	1,431,446.74
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	57,786	3.20	184,915.20
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	2,050	175.18	359,119.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	3,939	54.00	212,706.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	6,028	218.00	1,314,104.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	2,639	326.63	861,976.57
SOUTHWEST AIRLINES CO	3,155	33.93	107,049.15
U-HAUL HOLDING CO	2,277	46.74	106,426.98
UBER TECHNOLOGIES INC	47,807	43.34	2,071,955.38
UNION PACIFIC CORP	16,038	199.89	3,205,835.82
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	19,004	169.29	3,217,187.16
APTIV PLC	6,809	97.40	663,196.60
BORGWARNER INC	6,496	45.23	293,814.08
FORD MOTOR CO	103,304	14.02	1,448,322.08
GENERAL MOTORS CO	35,482	36.18	1,283,738.76
LEAR CORP	1,641	136.39	223,815.99
LUCID GROUP INC	16,974	5.47	92,847.78
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	17,047	13.53	230,645.91
TESLA INC	74,605	256.60	19,143,643.00
DECKERS OUTDOOR CORP	699	506.12	353,777.88
DR HORTON INC	8,195	120.40	986,678.00
GARMIN LTD	3,824	101.56	388,365.44
HASBRO INC	3,664	60.00	219,840.00

LENNAR CORP-A	6,398	122.30	782,475.40
LULULEMON ATHLETICA INC	3,055	374.25	1,143,333.75
MOHAWK INDUSTRIES INC	1,164	97.82	113,862.48
NIKE INC -CL B	32,284	109.52	3,535,743.68
NVR INC	86	6,160.21	529,778.06
PULTEGROUP INC	5,952	76.27	453,959.04
VF CORP	8,818	18.23	160,752.14
WHIRLPOOL CORP	1,517	140.59	213,275.03
AIRBNB INC-CLASS A	10,899	124.73	1,359,432.27
ARAMARK	5,568	39.29	218,766.72
BOOKING HOLDINGS INC	988	2,623.93	2,592,442.84
CAESARS ENTERTAINMENT INC	5,148	45.21	232,741.08
CARNIVAL CORP	25,264	15.80	399,171.20
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	727	2,043.68	1,485,755.36
DARDEN RESTAURANTS INC	3,060	161.30	493,578.00
DOMINO'S PIZZA INC	878	316.82	278,167.96
DOORDASH INC - A	6,782	72.64	492,644.48
EXPEDIA GROUP INC	3,721	104.79	389,923.59
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	7,019	137.11	962,375.09
HYATT HOTELS CORP - CL A	1,264	107.54	135,930.56
LAS VEGAS SANDS CORP	8,597	57.28	492,436.16
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	6,689	171.45	1,146,829.05
MCDONALD'S CORP	19,119	289.91	5,542,789.29
MGM RESORTS INTERNATIONAL	7,436	41.38	307,701.68
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	5,741	97.92	562,158.72
STARBUCKS CORP	30,145	98.34	2,964,459.30
VAIL RESORTS INC	1,126	243.63	274,327.38
WYNN RESORTS LTD	2,440	104.20	254,248.00
YUM! BRANDS INC	7,398	135.60	1,003,168.80
ACTIVISION BLIZZARD INC	19,523	81.90	1,598,933.70
ALPHABET INC-CL A	155,823	122.34	19,063,385.82
ALPHABET INC-CL C	140,534	123.02	17,288,492.68
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	2,613	326.28	852,569.64
COMCAST CORP-CLASS A	110,347	40.09	4,423,811.23
ELECTRONIC ARTS INC	7,286	125.25	912,571.50
FOX CORP - CLASS A	7,650	32.67	249,925.50

FOX CORP- CLASS B	2,680	30.63	82,088.40
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	9,761	38.48	375,603.28
LIBERTY BROADBAND-C	3,126	70.76	221,195.76
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	4,896	75.56	369,941.76
LIBERTY SIRIUS GROUP-C	3,736	29.72	111,033.92
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	4,305	87.76	377,806.80
MATCH GROUP INC	7,064	41.24	291,319.36
META PLATFORMS INC-CLASS A	57,956	288.73	16,733,635.88
NETFLIX INC	11,682	424.02	4,953,401.64
NEWS CORP - CLASS A	9,625	18.76	180,565.00
OMNICOM GROUP	5,185	93.18	483,138.30
PARAMOUNT GLOBAL	13,751	15.36	211,215.36
PINTEREST INC- CLASS A	14,550	26.24	381,792.00
ROBLOX CORP -CLASS A	11,295	37.85	427,515.75
ROKU INC	3,276	62.57	204,979.32
SEA LTD-ADR	9,530	58.91	561,412.30
SIRIUS XM HOLDINGS INC	18,628	3.83	71,345.24
SNAP INC - A	27,851	10.82	301,347.82
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	4,517	141.85	640,736.45
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	11,828	76.24	901,766.72
WALT DISNEY CO/THE	47,925	88.10	4,222,192.50
WARNER BROS DISCOVERY INC	61,789	11.79	728,492.31
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	7,968	23.99	191,152.32
ADVANCE AUTO PARTS INC	1,536	65.67	100,869.12
AMAZON.COM INC	241,463	129.33	31,228,409.79
AUTOZONE INC	472	2,423.73	1,144,000.56
BATH & BODY WORKS INC	5,832	37.21	217,008.72
BEST BUY CO INC	4,752	79.13	376,025.76
BURLINGTON STORES INC	1,583	157.98	250,082.34
CARMAX INC	4,066	86.21	350,529.86
CHEWY INC - CLASS A	1,778	39.25	69,786.50
DICK'S SPORTING GOODS INC	1,663	134.57	223,789.91
EBAY INC	13,552	43.37	587,750.24
ETSY INC	3,342	88.93	297,204.06
GENUINE PARTS CO	3,526	159.67	562,996.42
HOME DEPOT INC	26,520	300.81	7,977,481.20

LKQ CORP	7,165	54.42	389,919.30
LOWE'S COS INC	15,656	215.22	3,369,484.32
MERCADOLIBRE INC	1,193	1,226.49	1,463,202.57
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,624	924.76	1,501,810.24
POOL CORP	967	352.34	340,712.78
ROSS STORES INC	9,073	108.66	985,872.18
TJX COMPANIES INC	30,306	82.06	2,486,910.36
TRACTOR SUPPLY COMPANY	2,756	218.70	602,737.20
ULTA BEAUTY INC	1,344	453.45	609,436.80
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	7,590	21.46	162,881.40
COSTCO WHOLESALE CORP	11,609	524.44	6,088,223.96
DOLLAR GENERAL CORP	5,607	171.15	959,638.05
DOLLAR TREE INC	5,836	143.67	838,458.12
KROGER CO	17,978	46.14	829,504.92
SYSCO CORP	13,377	72.45	969,163.65
TARGET CORP	12,089	131.83	1,593,692.87
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	19,424	31.40	609,913.60
WALMART INC	38,810	155.46	6,033,402.60
ALTRIA GROUP INC	46,820	43.42	2,032,924.40
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	14,363	72.90	1,047,062.70
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	7,800	65.04	507,312.00
BUNGE LTD	3,961	94.04	372,492.44
CAMPBELL SOUP CO	5,192	45.59	236,703.28
COCA-COLA CO/THE	107,538	61.20	6,581,325.60
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	5,522	65.04	359,150.88
CONAGRA BRANDS INC	12,600	34.09	429,534.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	4,365	242.38	1,057,988.70
DARLING INGREDIENTS INC	4,432	58.84	260,778.88
GENERAL MILLS INC	15,422	81.32	1,254,117.04
HERSHEY CO/THE	3,870	259.09	1,002,678.30
HORMEL FOODS CORP	7,411	40.47	299,923.17
JM SMUCKER CO/THE	2,684	150.32	403,458.88
KELLOGG CO	7,243	65.16	471,953.88
KEURIG DR PEPPER INC	24,079	31.18	750,783.22
KRAFT HEINZ CO/THE	20,997	35.91	754,002.27
LAMB WESTON HOLDINGS INC	3,850	114.69	441,556.50

MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	6,622	93.79	621,077.38
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	4,430	66.18	293,177.40
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	35,711	73.10	2,610,474.10
MONSTER BEVERAGE CORP	20,619	59.11	1,218,789.09
PEPSICO INC	36,037	186.07	6,705,404.59
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	40,639	96.30	3,913,535.70
TYSON FOODS INC-CL A	7,546	49.50	373,527.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	6,088	97.12	591,266.56
CLOROX COMPANY	3,082	156.14	481,223.48
COLGATE-PALMOLIVE CO	20,771	77.11	1,601,651.81
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	6,098	191.94	1,170,450.12
KIMBERLY-CLARK CORP	8,880	136.97	1,216,293.60
PROCTER & GAMBLE CO/THE	61,728	148.46	9,164,138.88
ABBOTT LABORATORIES	45,518	108.05	4,918,219.90
ALIGN TECHNOLOGY INC	1,828	328.83	601,101.24
AMERISOURCEBERGEN CORP	4,546	187.67	853,147.82
BAXTER INTERNATIONAL INC	12,621	45.04	568,449.84
BECTON DICKINSON AND CO	7,458	256.55	1,913,349.90
BOSTON SCIENTIFIC CORP	37,744	53.97	2,037,043.68
CARDINAL HEALTH INC	6,840	91.72	627,364.80
CENTENE CORP	14,103	66.33	935,451.99
CIGNA GROUP/THE	7,801	274.85	2,144,104.85
COOPER COS INC/THE	1,215	372.78	452,927.70
CVS HEALTH CORP	33,586	69.60	2,337,585.60
DAVITA INC	1,175	97.73	114,832.75
DENTSPLY SIRONA INC	4,858	38.44	186,741.52
DEXCOM INC	10,209	126.75	1,293,990.75
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	15,950	90.34	1,440,923.00
ELEVANCE HEALTH INC	6,222	450.40	2,802,388.80
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES I	10,710	79.82	854,872.20
HCA HEALTHCARE INC	5,469	295.40	1,615,542.60
HENRY SCHEIN INC	3,593	78.90	283,487.70
HOLOGIC INC	6,146	81.46	500,653.16
HUMANA INC	3,287	445.95	1,465,837.65
IDEXX LABORATORIES INC	2,188	487.78	1,067,262.64
INSULET CORP	1,737	287.85	499,995.45

INTUITIVE SURGICAL INC	9,185	327.26	3,005,883.10
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	2,351	234.83	552,085.33
MASIMO CORP	1,285	162.00	208,170.00
MCKESSON CORP	3,526	415.76	1,465,969.76
MEDTRONIC PLC	34,887	87.48	3,051,914.76
MOLINA HEALTHCARE INC	1,538	287.94	442,851.72
NOVOCURE LTD	2,644	41.77	110,439.88
QUEST DIAGNOSTICS INC	2,872	141.49	406,359.28
RESMED INC	3,881	215.27	835,462.87
STERIS PLC	2,638	210.81	556,116.78
STRYKER CORP	8,952	297.88	2,666,621.76
TELEFLEX INC	1,243	237.30	294,963.90
UNITEDHEALTH GROUP INC	24,405	477.00	11,641,185.00
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	1,578	151.43	238,956.54
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	3,850	200.76	772,926.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	5,552	143.99	799,432.48
ABBVIE INC	46,177	135.92	6,276,377.84
AGILENT TECHNOLOGIES INC	7,796	119.42	930,998.32
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	3,282	192.69	632,408.58
AMGEN INC	14,002	227.11	3,179,994.22
AVANTOR INC	17,912	19.67	352,329.04
BIO-RAD LABORATORIES-A	545	365.80	199,361.00
BIO-TECHNE CORP	3,857	76.62	295,523.34
BIOGEN INC	3,804	284.52	1,082,314.08
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	4,978	93.50	465,443.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	55,110	65.04	3,584,354.40
CATALENT INC	4,393	44.06	193,555.58
CHARLES RIVER LABORATORIES	1,351	207.81	280,751.31
DANAHER CORP	18,142	238.18	4,321,061.56
ELI LILLY & CO	21,135	458.84	9,697,583.40
EXACT SCIENCES CORP	4,549	92.62	421,328.38
GILEAD SCIENCES INC	32,750	77.47	2,537,142.50
HORIZON THERAPEUTICS PLC	5,364	102.56	550,131.84
ILLUMINA INC	4,171	201.67	841,165.57
INCYTE CORP	4,649	62.45	290,330.05
IQVIA HOLDINGS INC	4,906	214.06	1,050,178.36

JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	1,672	124.86	208,765.92
JOHNSON & JOHNSON	67,979	165.48	11,249,164.92
MERCK & CO. INC.	66,413	114.60	7,610,929.80
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	556	1,288.25	716,267.00
MODERNA INC	8,633	118.50	1,023,010.50
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	2,714	96.39	261,602.46
PFIZER INC	147,769	38.30	5,659,552.70
REGENERON PHARMACEUTICALS	2,821	779.73	2,199,618.33
REPLIGEN CORP	1,261	149.57	188,607.77
REVVITY INC	3,104	115.97	359,970.88
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	9,995	30.95	309,345.25
SEAGEN INC	3,710	198.22	735,396.20
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	29,745	7.62	226,656.90
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	10,098	524.21	5,293,472.58
UNITED THERAPEUTICS CORP	1,288	222.36	286,399.68
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	6,758	347.00	2,345,026.00
VIATRIS INC	29,814	9.76	290,984.64
WATERS CORP	1,566	259.84	406,909.44
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	1,852	367.00	679,684.00
ZOETIS INC	12,141	168.37	2,044,180.17
BANK OF AMERICA CORP	188,489	27.75	5,230,569.75
CITIGROUP INC	51,063	46.02	2,349,919.26
CITIZENS FINANCIAL GROUP	12,086	25.47	307,830.42
FIFTH THIRD BANCORP	17,207	25.54	439,466.78
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	257	1,208.38	310,553.66
FIRST HORIZON CORP	12,379	11.00	136,169.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	38,289	10.21	390,930.69
JPMORGAN CHASE & CO	76,693	138.85	10,648,823.05
KEYCORP	25,737	9.35	240,640.95
M & T BANK CORP	4,275	115.87	495,344.25
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	10,498	123.03	1,291,568.94
REGIONS FINANCIAL CORP	24,798	16.95	420,326.10
TRUIST FINANCIAL CORP	34,980	30.00	1,049,400.00
US BANCORP	40,304	31.88	1,284,891.52
WEBSTER FINANCIAL CORP	3,958	36.51	144,506.58
WELLS FARGO & CO	98,572	40.61	4,003,008.92

ALLY FINANCIAL INC	7,962	26.37	209,957.94
AMERICAN EXPRESS CO	16,606	168.07	2,790,970.42
AMERIPRISE FINANCIAL INC	2,673	317.02	847,394.46
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	10,617	73.00	775,041.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	4,230	90.41	382,434.30
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	21,303	42.84	912,620.52
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	33,973	335.25	11,389,448.25
BLACKROCK INC	3,936	680.45	2,678,251.20
BLACKSTONE INC	18,599	87.84	1,633,736.16
BLOCK INC	14,346	62.86	901,789.56
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	10,109	106.60	1,077,619.40
CARLYLE GROUP INC/THE	4,906	30.00	147,180.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	2,618	135.33	354,293.94
CME GROUP INC	9,469	181.67	1,720,233.23
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	4,412	61.47	271,205.64
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	6,885	115.42	794,666.70
EQUITABLE HOLDINGS INC	9,273	25.43	235,812.39
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,023	394.05	403,113.15
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	15,697	52.75	828,016.75
FISERV INC	16,391	120.49	1,974,951.59
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	1,761	238.56	420,104.16
FRANKLIN RESOURCES INC	7,382	25.53	188,462.46
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	1,496	38.99	58,329.04
GLOBAL PAYMENTS INC	7,010	98.84	692,868.40
GOLDMAN SACHS GROUP INC	8,760	314.71	2,756,859.60
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	14,740	111.09	1,637,466.60
INVESCO LTD	7,706	16.01	123,373.06
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	1,802	162.80	293,365.60
KKR & CO INC	15,978	53.59	856,261.02
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	2,100	208.24	437,304.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	905	263.00	238,015.00
MASTERCARD INC-CLASS A	22,281	379.81	8,462,546.61
MOODY'S CORP	4,348	337.28	1,466,493.44
MORGAN STANLEY	32,925	83.58	2,751,871.50
MSCI INC	2,117	465.15	984,722.55
NASDAQ INC	9,140	49.64	453,709.60



NORTHERN TRUST CORP	5,559	71.28	396,245.52
PAYPAL HOLDINGS INC	28,074	66.94	1,879,273.56
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	5,463	97.19	530,948.97
S&P GLOBAL INC	8,605	390.36	3,359,047.80
SCHWAB (CHARLES) CORP	39,495	53.17	2,099,949.15
SEI INVESTMENTS COMPANY	2,972	56.98	169,344.56
STATE STREET CORP	9,239	71.07	656,615.73
SYNCHRONY FINANCIAL	11,238	32.70	367,482.60
T ROWE PRICE GROUP INC	5,637	106.33	599,382.21
TOAST INC-CLASS A	8,567	21.54	184,533.18
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	2,509	69.38	174,074.42
VISA INC-CLASS A SHARES	42,531	229.55	9,762,991.05
AFLAC INC	14,749	67.14	990,247.86
ALLSTATE CORP	6,640	107.53	713,999.20
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	1,681	116.03	195,046.43
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	19,372	55.22	1,069,721.84
AON PLC	5,396	331.43	1,788,396.28
ARCH CAPITAL GROUP LTD	9,885	72.41	715,772.85
ARTHUR J GALLAGHER & CO	5,647	212.46	1,199,761.62
ASSURANT INC	1,479	123.81	183,114.99
BROWN & BROWN INC	6,060	66.43	402,565.80
CHUBB LTD	10,881	193.24	2,102,644.44
CINCINNATI FINANCIAL CORP	4,189	95.71	400,929.19
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	563	211.10	118,849.30
EVEREST RE GROUP LTD	1,143	345.66	395,089.38
FNF GROUP	6,744	33.72	227,407.68
GLOBE LIFE INC	2,275	106.28	241,787.00
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	8,318	70.47	586,169.46
LOEWS CORP	4,757	57.90	275,430.30
MARKEL GROUP INC	332	1,324.05	439,584.60
MARSH & MCLENNAN COS	13,002	183.73	2,388,857.46
METLIFE INC	16,652	53.33	888,051.16
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	6,160	72.40	445,984.00
PROGRESSIVE CORP	15,385	132.77	2,042,666.45
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	9,723	83.89	815,662.47
TRAVELERS COS INC/THE	6,099	173.72	1,059,518.28

WILLIS TOWERS WATSON PLC	2,715	232.52	631,291.80
WR BERKLEY CORP	4,929	58.21	286,917.09
ACCENTURE PLC-CL A	16,540	298.43	4,936,032.20
ADOBE INC	12,014	484.72	5,823,426.08
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	3,929	88.63	348,227.27
ANSYS INC	2,178	319.54	695,958.12
ASPEN TECHNOLOGY INC	677	162.60	110,080.20
ATLASSIAN CORP-CL A	3,741	162.41	607,575.81
AUTODESK INC	5,662	202.00	1,143,724.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	5,957	51.72	308,096.04
BILL HOLDINGS INC	2,332	108.19	252,299.08
BLACK KNIGHT INC	4,374	57.00	249,318.00
CADENCE DESIGN SYS INC	7,183	225.32	1,618,473.56
CHECK POINT SOFTWARE TECH	2,185	126.06	275,441.10
CLOUDFLARE INC - CLASS A	7,252	63.41	459,849.32
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	12,836	62.04	796,345.44
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	5,889	143.65	845,954.85
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	1,405	153.17	215,203.85
DATADOG INC - CLASS A	6,634	93.67	621,406.78
DOCUSIGN INC	5,632	50.08	282,050.56
DROPBOX INC-CLASS A	6,720	26.33	176,937.60
DYNATRACE INC	5,767	50.58	291,694.86
EPAM SYSTEMS INC	1,534	214.00	328,276.00
FAIR ISAAC CORP	669	776.05	519,177.45
FORTINET INC	17,560	71.59	1,257,120.40
GARTNER INC	1,978	338.19	668,939.82
GEN DIGITAL INC	13,976	17.71	247,514.96
GODADDY INC - CLASS A	3,564	72.35	257,855.40
HUBSPOT INC	1,245	512.21	637,701.45
INTL BUSINESS MACHINES CORP	23,786	129.43	3,078,621.98
INTUIT INC	7,356	452.69	3,329,987.64
MICROSOFT CORP	184,896	335.02	61,943,857.92
MONDAY.COM LTD	475	169.52	80,522.00
MONGODB INC	1,863	389.99	726,551.37
OKTA INC	4,295	69.25	297,428.75
ORACLE CORP	42,437	118.64	5,034,725.68

PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	47,686	14.03	669,034.58
PALO ALTO NETWORKS INC	7,955	243.94	1,940,542.70
PTC INC	2,758	140.86	388,491.88
ROPER TECHNOLOGIES INC	2,798	460.81	1,289,346.38
SALESFORCE INC	26,186	210.09	5,501,416.74
SERVICENOW INC	5,344	542.99	2,901,738.56
SNOWFLAKE INC-CLASS A	6,859	178.25	1,222,616.75
SPLUNK INC	4,021	100.98	406,040.58
SYNOPSYS INC	4,002	419.56	1,679,079.12
TWILIO INC - A	4,478	64.03	286,726.34
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,045	396.93	414,791.85
UIPATH INC - CLASS A	9,453	15.73	148,695.69
UNITY SOFTWARE INC	5,673	37.47	212,567.31
VERISIGN INC	2,384	221.33	527,650.72
VMWARE INC-CLASS A	6,231	137.83	858,818.73
WIX.COM LTD	1,851	77.59	143,619.09
WORKDAY INC-CLASS A	5,376	222.25	1,194,816.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	6,246	66.62	416,108.52
ZSCALER INC	2,316	142.70	330,493.20
AMPHENOL CORP-CL A	15,689	80.19	1,258,100.91
APPLE INC	413,677	186.68	77,225,222.36
ARISTA NETWORKS INC	6,866	148.82	1,021,798.12
ARROW ELECTRONICS INC	1,364	135.08	184,249.12
CDW CORP/DE	3,396	177.40	602,450.40
CISCO SYSTEMS INC	107,270	50.33	5,398,899.10
COGNEX CORP	4,822	53.35	257,253.70
CORNING INC	20,148	33.86	682,211.28
DELL TECHNOLOGIES -C	6,107	50.87	310,663.09
F5 INC	1,530	144.45	221,008.50
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	34,501	16.52	569,956.52
HP INC	24,029	29.61	711,498.69
JUNIPER NETWORKS INC	7,685	29.91	229,858.35
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	4,474	157.98	706,802.52
MOTOROLA SOLUTIONS INC	4,412	278.61	1,229,227.32
NETAPP INC	5,397	73.21	395,114.37
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	4,584	60.32	276,506.88

TE CONNECTIVITY LTD	8,353	133.11	1,111,867.83
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,251	399.09	499,261.59
TRIMBLE INC	6,894	49.55	341,597.70
WESTERN DIGITAL CORP	8,076	37.86	305,757.36
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,301	264.33	343,893.33
AT&T INC	187,260	15.45	2,893,167.00
LIBERTY GLOBAL PLC-A	2,864	16.59	47,513.76
LIBERTY GLOBAL PLC-SERIES C	6,233	17.39	108,391.87
T-MOBILE US INC	15,850	132.80	2,104,880.00
VERIZON COMMUNICATIONS INC	110,179	35.51	3,912,456.29
AES CORP	17,804	20.43	363,735.72
ALLIANT ENERGY CORP	6,232	51.83	323,004.56
AMEREN CORPORATION	6,982	80.83	564,355.06
AMERICAN ELECTRIC POWER	13,566	83.49	1,132,625.34
AMERICAN WATER WORKS CO INC	5,156	145.76	751,538.56
ATMOS ENERGY CORP	3,846	114.42	440,059.32
CENTERPOINT ENERGY INC	16,765	28.47	477,299.55
CMS ENERGY CORP	7,764	58.59	454,892.76
CONSOLIDATED EDISON INC	8,840	90.74	802,141.60
CONSTELLATION ENERGY	8,678	90.36	784,144.08
DOMINION ENERGY INC	22,030	51.82	1,141,594.60
DTE ENERGY COMPANY	5,479	110.00	602,690.00
DUKE ENERGY CORP	20,256	89.72	1,817,368.32
EDISON INTERNATIONAL	10,151	67.76	687,831.76
ENTERGY CORP	5,645	97.13	548,298.85
ESSENTIAL UTILITIES INC	6,186	40.01	247,501.86
EVERGY INC	5,701	57.31	326,724.31
EVERSOURCE ENERGY	8,692	69.73	606,093.16
EXELON CORP	26,240	39.87	1,046,188.80
FIRSTENERGY CORP	13,582	38.49	522,771.18
NEXTERA ENERGY INC	53,027	74.17	3,933,012.59
NISOURCE INC	10,083	26.72	269,417.76
NRG ENERGY INC	6,483	34.69	224,895.27
P G & E CORP	47,544	16.89	803,018.16
PPL CORP	18,425	26.38	486,051.50
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	13,202	61.50	811,923.00

SEMPRA ENERGY	8,293	143.75	1,192,118.75
SOUTHERN CO/THE	28,674	70.45	2,020,083.30
UGI CORP	4,854	26.45	128,388.30
VISTRA CORP	8,462	25.10	212,396.20
WEC ENERGY GROUP INC	8,358	87.90	734,668.20
XCEL ENERGY INC	14,535	62.10	902,623.50
ADVANCED MICRO DEVICES	42,092	110.01	4,630,540.92
ANALOG DEVICES INC	13,238	185.94	2,461,473.72
APPLIED MATERIALS INC	22,111	136.07	3,008,643.77
BROADCOM INC	10,902	822.15	8,963,079.30
ENPHASE ENERGY INC	3,595	158.69	570,490.55
ENTEGRIS INC	4,124	103.54	426,998.96
FIRST SOLAR INC	2,665	184.52	491,745.80
INTEL CORP	109,123	33.00	3,601,059.00
KLA CORP	3,625	456.95	1,656,443.75
LAM RESEARCH CORP	3,531	608.76	2,149,531.56
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	3,791	85.35	323,561.85
MARVELL TECHNOLOGY INC	22,438	57.82	1,297,365.16
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	14,351	81.97	1,176,351.47
MICRON TECHNOLOGY INC	28,642	65.28	1,869,749.76
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1,179	506.00	596,574.00
NVIDIA CORP	64,578	422.09	27,257,728.02
NXP SEMICONDUCTORS NV	6,803	188.69	1,283,658.07
ON SEMICONDUCTOR CORP	11,310	87.52	989,851.20
QORVO INC	2,616	97.32	254,589.12
QUALCOMM INC	29,170	113.43	3,308,753.10
SKYWORKS SOLUTIONS INC	3,887	102.02	396,551.74
SOLAREGE TECHNOLOGIES INC	1,474	243.65	359,140.10
TERADYNE INC	3,798	105.16	399,397.68
TEXAS INSTRUMENTS INC	23,734	167.68	3,979,717.12
WOLFSPEED INC	2,944	49.45	145,580.80
CBRE GROUP INC - A	7,998	75.23	601,689.54
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	20,100	3.90	78,390.00
ZILLOW GROUP INC - C	3,663	48.07	176,080.41
米ドル 小計	8,859,160		984,664,130.92 (141,289,456,145)

カナダドル	ARC RESOURCES LTD	18,004	18.01	324,252.04
	CAMECO CORP	11,404	39.45	449,887.80
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	28,988	70.35	2,039,305.80
	CENOVUS ENERGY INC	37,538	21.15	793,928.70
	ENBRIDGE INC	52,998	47.74	2,530,124.52
	IMPERIAL OIL LTD	5,025	63.38	318,484.50
	KEYERA CORP	7,319	29.37	214,959.03
	PARKLAND CORP	4,484	32.35	145,057.40
	PEMBINA PIPELINE CORP	14,460	39.76	574,929.60
	SUNCOR ENERGY INC	33,706	37.51	1,264,312.06
	TC ENERGY CORP	26,669	51.81	1,381,720.89
	TOURMALINE OIL CORP	8,465	60.05	508,323.25
	AGNICO EAGLE MINES LTD	13,042	64.79	844,991.18
	BARRICK GOLD CORP	46,585	21.69	1,010,428.65
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	3,584	61.89	221,813.76
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	14,762	31.55	465,741.10
	FRANCO-NEVADA CORP	5,073	183.59	931,352.07
	IVANHOE MINES LTD-CL A	14,737	12.35	182,001.95
	KINROSS GOLD CORP	35,977	6.09	219,099.93
	LUNDIN MINING CORP	18,302	10.32	188,876.64
	NUTRIEN LTD	12,942	77.56	1,003,781.52
	PAN AMERICAN SILVER CORP	9,012	19.05	171,678.60
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	12,145	52.14	633,240.30
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	1,240	107.00	132,680.00
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	11,194	56.21	629,214.74
	CAE INC	9,283	28.00	259,924.00
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	1,967	104.30	205,158.10
	WSP GLOBAL INC	3,109	168.61	524,208.49
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	6,180	48.53	299,915.40
	RB GLOBAL INC	5,151	73.06	376,332.06
	THOMSON REUTERS CORP	4,426	176.17	779,728.42
	AIR CANADA	5,799	22.88	132,681.12
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	14,970	155.32	2,325,140.40
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	24,507	105.57	2,587,203.99	
TFI INTERNATIONAL INC	2,223	139.54	310,197.42	
MAGNA INTERNATIONAL INC	7,184	68.63	493,037.92	

BRP INC/CA- SUB VOTING	766	103.52	79,296.32
GILDAN ACTIVEWEAR INC	5,096	39.98	203,738.08
RESTAURANT BRANDS INTERN	7,820	99.38	777,151.60
QUEBECOR INC -CL B	4,795	31.52	151,138.40
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	1,541	170.53	262,786.73
DOLLARAMA INC	7,631	86.36	659,013.16
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	20,235	63.48	1,284,517.80
EMPIRE CO LTD 'A'	3,510	35.51	124,640.10
LOBLAW COMPANIES LTD	4,129	116.39	480,574.31
METRO INC	5,501	71.91	395,576.91
WESTON (GEORGE) LTD	1,755	152.35	267,374.25
SAPUTO INC	6,950	29.63	205,928.50
BANK OF MONTREAL	18,612	115.70	2,153,408.40
BANK OF NOVA SCOTIA	31,254	63.28	1,977,753.12
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	23,800	55.25	1,314,950.00
NATIONAL BANK OF CANADA	8,382	94.62	793,104.84
ROYAL BANK OF CANADA	36,285	122.32	4,438,381.20
TORONTO-DOMINION BANK	47,707	78.00	3,721,146.00
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	9,424	41.77	393,640.48
BROOKFIELD CORP	37,115	41.32	1,533,591.80
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	10,091	20.21	203,939.11
IGM FINANCIAL INC	1,623	39.26	63,718.98
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	1,979	35.81	70,867.99
ONEX CORPORATION	2,236	70.09	156,721.24
TMX GROUP LTD	7,110	28.47	202,421.70
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	600	965.07	579,042.00
GREAT-WEST LIFECO INC	7,067	37.19	262,821.73
IA FINANCIAL CORP INC	2,549	86.87	221,431.63
INTACT FINANCIAL CORP	4,377	195.74	856,753.98
MANULIFE FINANCIAL CORP	46,930	24.02	1,127,258.60
POWER CORP OF CANADA	15,466	34.36	531,411.76
SUN LIFE FINANCIAL INC	15,487	66.40	1,028,336.80
CGI INC	5,277	134.11	707,698.47
CONSTELLATION SOFTWARE INC	529	2,660.96	1,407,647.84
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	2,169	100.86	218,765.34
OPEN TEXT CORP	7,564	52.87	399,908.68

	SHOPIFY INC - CLASS A	31,401	84.11	2,641,138.11
	BCE INC	1,259	58.82	74,054.38
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	9,507	58.57	556,824.99
	TELUS CORP	9,885	25.35	250,584.75
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	20,327	10.61	215,669.47
	ALTAGAS LTD	7,887	22.80	179,823.60
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	3,622	41.88	151,689.36
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	2,375	34.35	81,581.25
	EMERA INC	7,407	53.38	395,385.66
	FORTIS INC	12,819	55.43	710,557.17
	HYDRO ONE LTD	7,776	37.13	288,722.88
	NORTHLAND POWER INC	5,997	26.79	160,659.63
	FIRSTSERVICE CORP	1,255	191.87	240,796.85
	カナダドル 小計	1,067,333		60,677,659.30 (6,610,830,980)
ユーロ	ENI SPA	62,680	12.79	802,053.28
	GALP ENERGIA SGPS SA	14,189	10.54	149,552.06
	NESTE OYJ	10,953	34.70	380,069.10
	OMV AG	4,148	37.57	155,840.36
	REPSOL SA	33,572	12.95	434,757.40
	TENARIS SA	10,411	12.80	133,312.85
	TOTALENERGIES SE	61,715	52.05	3,212,265.75
	AIR LIQUIDE SA	13,793	158.58	2,187,293.94
	AKZO NOBEL	4,402	70.42	309,988.84
	ARCELORMITTAL	13,149	24.57	323,070.93
	ARKEMA	1,423	80.12	114,010.76
	BASF SE	22,983	42.23	970,687.00
	COVESTRO AG	5,325	49.00	260,925.00
	CRH PLC	18,912	48.83	923,472.96
	DSM-FIRMENICH AG	4,717	94.44	445,473.48
	EVONIK INDUSTRIES AG	5,594	16.67	93,251.98
	HEIDELBERG MATERIALS AG	3,445	73.08	251,760.60
	OCI NV	1,927	22.35	43,068.45
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	7,513	30.32	227,794.16
	SOLVAY SA	1,924	98.96	190,399.04
	STORA ENSO OYJ-R SHS	16,866	10.55	177,936.30



SYMRISE AG	3,344	93.42	312,396.48
UMICORE	6,087	25.73	156,618.51
UPM-KYMMENE OYJ	14,037	27.16	381,244.92
VOESTALPINE AG	3,524	32.04	112,908.96
WACKER CHEMIE AG	498	120.25	59,884.50
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	5,784	30.97	179,130.48
AIRBUS SE	15,599	126.74	1,977,017.26
ALSTOM	9,037	26.87	242,824.19
BOUYGUES SA	5,825	29.60	172,420.00
BRENTAG SE	4,188	70.06	293,411.28
CNH INDUSTRIAL NV	25,382	12.87	326,793.25
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	13,048	54.05	705,244.40
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	13,386	30.74	411,485.64
DASSAULT AVIATION SA	468	178.20	83,397.60
EIFFAGE	2,354	94.74	223,017.96
FERROVIAL SE	13,561	28.55	387,166.55
GEA GROUP AG	3,741	37.84	141,559.44
IMCD NV	1,562	127.30	198,842.60
KINGSPAN GROUP PLC	3,621	57.16	206,976.36
KNORR-BREMSE AG	1,728	65.40	113,011.20
KONE OYJ-B	8,387	47.39	397,459.93
LEGRAND SA	7,120	87.02	619,582.40
METSO CORPORATION	15,281	10.61	162,207.81
MTU AERO ENGINES AG	1,320	237.30	313,236.00
PRYSMIAN SPA	7,237	35.08	253,873.96
RATIONAL AG	80	629.00	50,320.00
RHEINMETALL AG	1,196	255.90	306,056.40
SAFRAN SA	9,028	139.48	1,259,225.44
SCHNEIDER ELECTRIC SE	14,261	158.10	2,254,664.10
SIEMENS AG-REG	19,956	156.98	3,132,692.88
SIEMENS ENERGY AG	13,258	14.65	194,229.70
THALES SA	2,680	134.65	360,862.00
VINCI SA	14,012	104.00	1,457,248.00
WARTSILA OYJ ABP	11,668	10.26	119,772.02
BUREAU VERITAS SA	7,102	24.41	173,359.82
RANDSTAD NV	3,070	47.27	145,118.90

TELEPERFORMANCE	1,407	153.15	215,482.05
WOLTERS KLUWER	6,844	117.30	802,801.20
ADP	539	132.10	71,201.90
AENA SME SA	1,862	144.95	269,896.90
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	15,976	9.21	147,154.93
DEUTSCHE POST AG-REG	26,827	43.19	1,158,658.13
GETLINK	10,511	15.45	162,447.50
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	8,780	108.62	953,683.60
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	1,607	100.40	161,342.80
CONTINENTAL AG	2,802	66.82	187,229.64
DR ING HC F PORSCHE AG	3,081	108.40	333,980.40
FERRARI NV	3,308	282.60	934,840.80
MERCEDES-BENZ GROUP AG	22,557	72.03	1,624,780.71
MICHELIN(CGDE)	16,951	26.26	445,133.26
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	3,959	54.14	214,340.26
RENAULT SA	5,408	35.67	192,903.36
STELLANTIS NV	59,033	15.11	892,342.82
VALEO SA	5,805	19.19	111,397.95
VOLKSWAGEN AG	591	150.75	89,093.25
VOLKSWAGEN AG-PREF	5,499	122.36	672,857.64
ADIDAS AG	4,325	176.88	765,006.00
HERMES INTERNATIONAL	835	1,901.40	1,587,669.00
KERING	1,971	502.20	989,836.20
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	7,234	830.10	6,004,943.40
MONCLER SPA	5,451	62.44	340,360.44
PUMA SE	2,836	51.90	147,188.40
SEB SA	417	88.40	36,862.80
ACCOR SA	4,678	32.83	153,578.74
AMADEUS IT GROUP SA	11,911	68.34	813,997.74
DELIVERY HERO SE	5,022	34.71	174,313.62
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	4,679	180.05	842,453.95
JUST EAT TAKEAWAY	6,444	12.43	80,137.58
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	2,283	35.44	80,909.52
SODEXO	2,449	102.40	250,777.60
BOLLORE SE	14,850	5.50	81,749.25
PUBLICIS GROUPE	6,258	71.04	444,568.32

SCOUT24 SE	1,621	57.34	92,948.14
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	22,414	19.28	432,253.99
VIVENDI	16,007	8.26	132,313.86
D' IETEREN GROUP	470	157.20	73,884.00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	28,917	33.90	980,286.30
PROSUS NV	21,228	62.89	1,335,028.92
ZALANDO SE	5,907	26.65	157,421.55
CARREFOUR SA	15,170	16.40	248,863.85
HELLOFRESH SE	5,039	20.52	103,400.28
JERONIMO MARTINS	6,820	25.26	172,273.20
KESKO OYJ-B SHS	7,834	16.97	132,982.15
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N. V.	26,325	30.24	796,068.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	22,993	52.40	1,204,833.20
DANONE	16,971	56.09	951,903.39
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	12,123	12.29	149,052.28
HEINEKEN HOLDING NV	2,621	80.20	210,204.20
HEINEKEN NV	6,531	95.46	623,449.26
JDE PEET' S BV	3,184	27.32	86,986.88
KERRY GROUP PLC-A	3,858	87.10	336,031.80
PERNOD RICARD SA	5,445	196.75	1,071,303.75
REMY COINTREAU	644	139.90	90,095.60
BEIERSDORF AG	2,515	120.60	303,309.00
HENKEL AG & CO KGAA	2,048	63.68	130,416.64
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	4,445	72.00	320,040.00
L' OREAL	6,328	406.40	2,571,699.20
AMPLIFON SPA	3,038	33.30	101,165.40
BIOMERIEUX	820	90.84	74,488.80
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	869	103.85	90,245.65
DIASORIN ITALIA SPA	614	96.10	59,005.40
ESSILORLUXOTTICA	7,684	167.56	1,287,531.04
FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	5,474	44.84	245,454.16
FRESENIUS SE & CO KGAA	10,090	25.19	254,167.10
KONINKLIJKE PHILIPS NV	25,039	18.74	469,280.93
SIEMENS HEALTHINEERS AG	7,641	51.24	391,524.84
ARGENX SE	1,502	363.20	545,526.40
BAYER AG-REG	25,937	50.50	1,309,818.50

EUROFINS SCIENTIFIC	3, 415	56. 58	193, 220. 70
GRIFOLS SA	8, 799	11. 46	100, 880. 53
IPSEN	693	108. 60	75, 259. 80
MERCK KGAA	3, 261	152. 95	498, 769. 95
ORION OYJ-CLASS B	2, 913	38. 22	111, 334. 86
QIAGEN N. V.	6, 261	41. 41	259, 268. 01
RECORDATI SPA	3, 050	43. 13	131, 546. 50
SANOFI	29, 795	98. 60	2, 937, 787. 00
SARTORIUS AG-VORZUG	611	309. 30	188, 982. 30
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	663	231. 50	153, 484. 50
UCB SA	3, 287	83. 68	275, 056. 16
ABN AMRO BANK NV-CVA	10, 185	13. 47	137, 242. 87
AIB GROUP PLC	38, 239	3. 81	145, 690. 59
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	158, 783	6. 65	1, 056, 224. 51
BANCO SANTANDER SA	432, 471	3. 06	1, 325, 956. 08
BANK OF IRELAND GROUP PLC	30, 616	8. 69	266, 114. 27
BNP PARIBAS	29, 270	54. 85	1, 605, 459. 50
CAIXABANK S. A	104, 486	3. 65	381, 373. 90
COMMERZBANK AG	25, 045	9. 62	240, 932. 90
CREDIT AGRICOLE SA	29, 943	10. 47	313, 503. 21
ERSTE GROUP BANK AG	8, 330	30. 43	253, 481. 90
FINECOBANK SPA	17, 412	11. 97	208, 421. 64
ING GROEP NV-CVA	93, 120	11. 70	1, 089, 690. 24
INTESA SANPAOLO	423, 819	2. 33	989, 617. 36
KBC GROEP NV	6, 827	60. 74	414, 671. 98
MEDIOBANCA SPA	14, 388	10. 76	154, 814. 88
SOCIETE GENERALE SA	18, 766	22. 70	425, 988. 20
UNICREDIT SPA	48, 017	20. 14	967, 302. 46
ADYEN NV	578	1, 540. 20	890, 235. 60
AMUNDI SA	1, 142	52. 05	59, 441. 10
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	52, 845	9. 16	484, 324. 42
DEUTSCHE BOERSE AG	5, 071	167. 70	850, 406. 70
EDENRED	6, 289	59. 88	376, 585. 32
EURAZEO	846	62. 70	53, 044. 20
EURONEXT NV	2, 215	63. 35	140, 320. 25
EXOR NV	2, 777	79. 34	220, 327. 18

GRUPE BRUXELLES LAMBERT SA	2,398	71.44	171,313.12
NEXI SPA	14,056	6.92	97,267.52
SOFINA	272	191.00	51,952.00
WENDEL	663	92.90	61,592.70
WORLDLINE SA	6,107	31.81	194,263.67
AEGON NV	41,151	4.51	185,591.01
AGEAS	4,697	36.91	173,366.27
ALLIANZ SE-REG	10,621	209.15	2,221,382.15
ASSICURAZIONI GENERALI	27,397	18.26	500,269.22
AXA SA	48,515	26.41	1,281,281.15
HANNOVER RUECK SE	1,645	190.30	313,043.50
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	3,711	330.60	1,226,856.60
NN GROUP NV	6,780	32.49	220,282.20
POSTE ITALIANE SPA	12,729	9.52	121,205.53
SAMPO OYJ-A SHS	12,032	41.07	494,154.24
TALANX AG	1,722	50.80	87,477.60
BECHTLE AG	1,242	36.12	44,861.04
CAPGEMINI SA	4,401	169.35	745,309.35
DASSAULT SYSTEMES SE	17,804	39.68	706,462.72
NEMETSCHEK SE	886	68.92	61,063.12
SAP SE	27,422	122.58	3,361,388.76
NOKIA OYJ	135,587	3.75	508,451.25
CELLNEX TELECOM SA	14,400	36.34	523,296.00
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	85,633	19.55	1,674,810.21
ELISA OYJ	4,088	49.07	200,598.16
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	9,768	11.74	114,676.32
KONINKLIJKE KPN NV	85,923	3.21	276,242.44
ORANGE	50,291	10.36	521,417.08
TELECOM ITALIA SPA	282,105	0.25	72,783.09
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	22,275	2.59	57,870.45
TELEFONICA SA	139,015	3.64	506,292.63
ACCIONA SA	678	154.00	104,412.00
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	1,625	29.96	48,685.00
E. ON SE	60,071	11.37	683,007.27
EDP RENOVAVEIS SA	7,288	18.72	136,467.80
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	76,676	4.48	343,891.86

	ELIA GROUP SA/NV	575	113.60	65,320.00
	ENAGAS SA	6,843	17.71	121,223.74
	ENDESA SA	6,805	20.85	141,884.25
	ENEL SPA	213,596	6.05	1,293,750.97
	ENGIE	48,788	14.11	688,496.25
	FORTUM OYJ	10,734	12.39	133,047.93
	IBERDROLA SA	152,842	11.67	1,784,430.35
	NATURGY ENERGY GROUP SA	3,070	26.60	81,662.00
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	10,476	15.91	166,673.16
	RWE AG	16,151	39.73	641,679.23
	SNAM SPA	53,892	4.70	253,346.29
	TERNA SPA	32,839	7.61	249,904.79
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	18,281	28.18	515,158.58
	VERBUND AG	1,686	69.45	117,092.70
	ASM INTERNATIONAL NV	1,168	376.70	439,985.60
	ASML HOLDING NV	10,549	640.80	6,759,799.20
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	34,388	35.70	1,227,823.54
	STMICROELECTRONICS NV	18,058	42.63	769,902.83
	LEG IMMOBILIEN SE	2,018	50.70	102,312.60
	VONOVIA SE	20,425	17.32	353,761.00
	ユーロ 小計	4,732,313		121,620,726.11 (19,031,211,221)
英ポンド	BP PLC	464,065	4.54	2,109,871.52
	SHELL PLC-NEW	179,316	23.18	4,157,441.46
	ANGLO AMERICAN PLC	33,762	22.48	758,969.76
	ANTOFAGASTA PLC	9,832	14.52	142,809.80
	CRODA INTERNATIONAL PLC	3,481	55.64	193,682.84
	ENDEAVOUR MINING PLC	5,026	18.86	94,790.36
	GLENCORE PLC	282,009	4.32	1,220,111.93
	JOHNSON MATTHEY PLC	4,353	16.79	73,108.63
	MONDI PLC	11,896	11.85	140,967.60
	RIO TINTO PLC	29,685	49.71	1,475,789.77
	ASHTREAD GROUP PLC	11,008	53.82	592,450.56
	BAE SYSTEMS PLC	80,789	9.37	757,639.24
	BUNZL PLC	9,080	29.77	270,311.60
	DCC PLC	2,603	43.52	113,282.56

ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	205,443	1.54	317,717.59
SMITHS GROUP PLC	8,753	16.35	143,111.55
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	1,807	101.70	183,771.90
EXPERIAN PLC	23,213	29.07	674,801.91
INTERTEK GROUP PLC	4,616	42.69	197,057.04
RELX PLC	50,110	26.04	1,304,864.40
RENTOKIL INITIAL PLC	67,311	6.22	418,674.42
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	27,219	4.07	110,890.20
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	2,907	37.73	109,681.11
BURBERRY GROUP PLC	8,921	21.40	190,909.40
PERSIMMON PLC	8,500	10.59	90,015.00
TAYLOR WIMPEY PLC	102,300	1.00	103,016.10
COMPASS GROUP PLC	46,099	21.82	1,005,880.18
ENTAIN PLC	16,920	12.30	208,116.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	4,209	52.62	221,477.58
PEARSON PLC	18,520	8.21	152,197.36
WHITBREAD PLC	4,984	32.71	163,026.64
AUTO TRADER GROUP PLC	22,112	5.91	130,814.59
INFORMA PLC	36,756	6.93	254,719.08
WPP PLC	26,173	8.40	219,957.89
JD SPORTS FASHION PLC	67,369	1.43	96,876.62
KINGFISHER PLC	48,904	2.25	110,034.00
NEXT PLC	3,213	66.12	212,443.56
OCADO GROUP PLC	11,932	5.37	64,146.43
SAINSBURY (J) PLC	39,265	2.57	100,989.58
TESCO PLC	194,687	2.48	484,381.25
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	8,443	19.53	164,891.79
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	55,804	26.25	1,464,855.00
COCA-COLA HBC AG-DI	5,331	23.41	124,798.71
DIAGEO PLC	59,153	33.05	1,955,006.65
IMPERIAL BRANDS PLC	23,373	17.72	414,286.42
HALEON PLC	135,577	3.27	443,336.79
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	18,866	60.82	1,147,430.12
UNILEVER PLC	66,258	40.90	2,709,952.20
NMC HEALTH PLC	438	0.00	0.00
SMITH & NEPHEW PLC	21,683	12.36	268,001.88

	ASTRAZENECA PLC	40,595	114.22	4,636,760.90
	GSK PLC	107,712	14.25	1,535,111.42
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	2,679	18.55	49,695.45
	BARCLAYS PLC	397,261	1.45	576,902.42
	HSBC HOLDINGS PLC	523,798	6.02	3,154,311.55
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,752,431	0.42	741,628.79
	NATWEST GROUP PLC	153,353	2.29	351,485.07
	STANDARD CHARTERED PLC	61,177	6.57	401,932.89
	3I GROUP PLC	24,778	18.57	460,127.46
	ABRDN PLC	51,021	2.06	105,358.36
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	5,595	7.72	43,193.40
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	10,639	84.22	896,016.58
	M&G PLC	53,635	1.89	101,772.41
	SCHRODERS PLC	19,357	4.30	83,409.31
	ST JAMES' S PLACE PLC	12,910	10.60	136,846.00
	WISE PLC - A	16,616	5.29	87,931.87
	ADMIRAL GROUP PLC	6,108	21.16	129,245.28
	AVIVA PLC	69,482	3.86	268,339.48
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	161,060	2.23	359,163.80
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	16,924	5.30	89,731.04
	PRUDENTIAL PLC	72,969	10.78	786,605.82
	SAGE GROUP PLC/THE	27,848	8.71	242,723.16
	HALMA PLC	10,908	22.59	246,411.72
	BT GROUP PLC	167,081	1.27	213,028.27
	VODAFONE GROUP PLC	657,158	0.72	477,688.15
	CENTRICA PLC	163,351	1.18	193,652.61
	NATIONAL GRID PLC	97,110	10.38	1,008,487.35
	SEVERN TRENT PLC	6,844	26.83	183,624.52
	SSE PLC	29,082	18.25	530,891.91
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	18,553	9.98	185,233.15
	英ポンド 小計	7,312,109		46,340,668.71 (8,465,976,766)
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	4,450	12.49	55,580.50
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	128	668.50	85,568.00
	GIVAUDAN-REG	246	2,958.00	727,668.00
	HOLCIM LTD	14,756	59.56	878,867.36



SIG GROUP AG	8,854	24.64	218,162.56
SIKA AG-REG	3,877	240.50	932,418.50
ABB LTD-REG	41,420	34.30	1,420,706.00
GEBERIT AG-REG	891	454.70	405,137.70
SCHINDLER HOLDING AG-REG	370	191.40	70,818.00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,097	200.70	220,167.90
VAT GROUP AG	716	350.50	250,958.00
ADECCO SA-REG	4,419	28.80	127,267.20
SGS SA-REG	4,000	84.18	336,720.00
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	1,386	258.60	358,419.60
CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	13,721	146.15	2,005,324.15
SWATCH GROUP AG/THE-BR	667	258.00	172,086.00
SWATCH GROUP AG/THE-REG	959	48.40	46,415.60
DUFREY AG-REG	3,059	38.57	117,985.63
BARRY CALLEBAUT AG-REG	90	1,703.00	153,270.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	24	10,900.00	261,600.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	3	109,000.00	327,000.00
NESTLE SA-REG	71,972	108.78	7,829,114.16
ALCON INC	13,228	72.28	956,119.84
SONOVA HOLDING AG-REG	1,404	233.20	327,412.80
STRAUMANN HOLDING AG-REG	2,819	137.75	388,317.25
BACHEM HOLDING AG-REG B	580	80.00	46,400.00
LONZA GROUP AG-REG	1,966	529.80	1,041,586.80
NOVARTIS AG-REG	53,633	90.69	4,863,976.77
ROCHE HOLDING AG-BR	863	297.80	257,001.40
ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	18,405	276.50	5,088,982.50
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	737	93.05	68,577.85
JULIUS BAER GROUP LTD	5,378	54.62	293,746.36
PARTNERS GROUP HOLDING AG	577	817.80	471,870.60
UBS GROUP AG-REG	86,036	17.72	1,524,988.10
BALOISE HOLDING AG - REG	1,130	135.70	153,341.00
HELVETIA HOLDING AG-REG	1,070	123.80	132,466.00
SWISS LIFE HOLDING AG-REG	766	529.80	405,826.80
SWISS RE AG	8,031	88.50	710,743.50
ZURICH INSURANCE GROUP AG	3,965	424.80	1,684,332.00
TEMENOS GROUP AG-REG	1,696	69.16	117,295.36

	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	4,736	49.90	236,326.40	
	SWISSCOM AG-REG	661	556.20	367,648.20	
	BKW AG	522	152.10	79,396.20	
	SWISS PRIME SITE-REG	2,082	76.15	158,544.30	
	スイスフラン 小計	387,390		36,376,154.89 (5,825,641,205)	
スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	8,304	308.70	2,563,444.80	
	HOLMEN AB-B SHARES	1,774	382.50	678,555.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	17,171	138.55	2,379,042.05	
	ALFA LAVAL AB	7,597	379.40	2,882,301.80	
	ASSA ABLOY AB-B	27,694	246.00	6,812,724.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	72,527	153.85	11,158,278.95	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	40,380	134.05	5,412,939.00	
	BEIJER REF AB	10,131	134.30	1,360,593.30	
	EPIROC AB-A	17,281	195.75	3,382,755.75	
	EPIROC AB-B	7,209	166.20	1,198,135.80	
	HUSQVARNA AB-B SHS	8,099	94.18	762,763.82	
	INDUTRADE AB	5,147	242.40	1,247,632.80	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	2,737	205.90	563,548.30	
	LIFCO AB-B SHS	4,582	223.60	1,024,535.20	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	42,976	100.90	4,336,278.40	
	SAAB AB-B	2,409	592.00	1,426,128.00	
	SANDVIK AB	29,722	203.70	6,054,371.40	
	SKANSKA AB-B SHS	8,250	141.60	1,168,200.00	
	SKF AB-B SHARES	9,296	188.20	1,749,507.20	
	VOLVO AB-A SHS	3,298	219.40	723,581.20	
	VOLVO AB-B SHS	41,240	212.80	8,775,872.00	
	SECURITAS AB-B SHS	12,044	84.00	1,011,696.00	
	VOLVO CAR AB-B	10,746	42.68	458,639.28	
	EVOLUTION AB	5,066	1,340.20	6,789,453.20	
	EMBRACER GROUP AB	12,140	26.01	315,761.40	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	16,091	155.38	2,500,219.58	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	17,167	285.70	4,904,611.90		
GETINGE AB-B SHS	6,454	182.65	1,178,823.10		
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	3,105	210.80	654,534.00		
NORDEA BANK ABP	88,169	112.26	9,897,851.94		

	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	42,139	114.75	4,835,450.25	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	37,765	88.62	3,346,734.30	
	SWEDBANK AB - A SHARES	23,780	178.30	4,239,974.00	
	EQT AB	8,465	208.80	1,767,492.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	2,067	288.60	596,536.20	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	3,625	287.70	1,042,912.50	
	INVESTOR AB-A SHS	10,067	209.90	2,113,063.30	
	INVESTOR AB-B SHS	46,539	208.95	9,724,324.05	
	KINNEVIK AB - B	5,852	140.35	821,328.20	
	LUNDBERGS AB-B SHS	1,611	445.30	717,378.30	
	ERICSSON LM-B SHS	76,779	54.18	4,159,886.22	
	HEXAGON AB-B SHS	57,403	127.10	7,295,921.30	
	TELE2 AB-B SHS	13,442	88.26	1,186,390.92	
	TELIA CO AB	75,050	23.10	1,733,655.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	17,865	37.94	677,798.10	
	SAGAX AB-B	3,246	211.30	685,879.80	
	スウェーデンクローナ 小計	964,501		138,317,503.61 (1,853,454,548)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	8,475	246.30	2,087,392.50	
	EQUINOR ASA	24,419	308.55	7,534,482.45	
	NORSK HYDRO ASA	38,968	62.32	2,428,485.76	
	YARA INTERNATIONAL ASA	5,226	376.90	1,969,679.40	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	1,670	487.20	813,624.00	
	ADEVINTA ASA	3,943	74.85	295,133.55	
	MOWI ASA	12,410	170.15	2,111,561.50	
	ORKLA ASA	18,647	77.26	1,440,667.22	
	SALMAR ASA	2,244	423.40	950,109.60	
	DNB BANK ASA	24,205	190.95	4,621,944.75	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	4,317	172.50	744,682.50	
	TELENOR ASA	17,808	109.50	1,949,976.00	
	ノルウェークローネ 小計	162,332		26,947,739.23 (357,865,976)	
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	2,533	475.00	1,203,175.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	5,223	318.90	1,665,614.70	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	129	1,630.00	210,270.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	27,216	180.06	4,900,512.96	

	AP MOELLER-MAERSK A/S-A	78	11,690.00	911,820.00	
	AP MOELLER-MAERSK A/S-B	122	11,805.00	1,440,210.00	
	DSV A/S	5,032	1,358.50	6,835,972.00	
	PANDORA A/S	2,289	576.20	1,318,921.80	
	CARLSBERG AS-B	2,455	1,067.50	2,620,712.50	
	COLOPLAST-B	2,990	860.80	2,573,792.00	
	DEMANT A/S	1,941	280.30	544,062.30	
	GENMAB A/S	1,783	2,618.00	4,667,894.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	43,421	1,088.40	47,259,416.40	
	DANSKE BANK A/S	19,097	159.00	3,036,423.00	
	TRYG A/S	10,027	149.20	1,496,028.40	
	ORSTED A/S	4,796	625.60	3,000,377.60	
	デンマーククローネ 小計	129,132		83,685,202.66 (1,758,226,107)	
オーストラリア ドル	AMPOL LTD	6,343	29.80	189,021.40	
	SANTOS LTD	85,587	7.30	624,785.10	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	49,484	33.74	1,669,590.16	
	BHP GROUP LTD	132,547	44.60	5,911,596.20	
	BLUESCOPE STEEL LTD	10,228	20.09	205,480.52	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	41,881	21.41	896,672.21	
	IGO LTD	16,726	15.06	251,893.56	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	12,746	38.73	493,652.58	
	MINERAL RESOURCES LTD	4,720	71.96	339,651.20	
	NEWCREST MINING LTD	23,571	25.88	610,017.48	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	32,034	12.30	394,018.20	
	ORICA LTD	13,514	14.90	201,358.60	
	PILBARA MINERALS LTD	78,384	4.90	384,081.60	
	RIO TINTO LTD	9,750	113.13	1,103,017.50	
	SOUTH32 LTD	113,540	3.72	422,368.80	
	REECE LTD	5,105	18.26	93,217.30	
	BRAMBLES LTD	32,920	14.05	462,526.00	
	COMPUTERSHARE LTD	16,416	22.67	372,150.72	
	AURIZON HOLDINGS LTD	45,292	3.84	173,921.28	
	QANTAS AIRWAYS LTD	17,415	6.20	107,973.00	
	TRANSURBAN GROUP	81,306	14.22	1,156,171.32	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	14,554	38.03	553,488.62	

	IDP EDUCATION LTD	6,171	21.71	133,972.41
	LOTTERY CORP LTD/THE	59,224	5.07	300,265.68
	REA GROUP LTD	1,458	132.70	193,476.60
	SEEK LTD	7,251	21.59	156,549.09
	WESFARMERS LTD	29,803	48.07	1,432,630.21
	COLES GROUP LTD	34,879	18.40	641,773.60
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	40,049	6.27	251,107.23
	WOOLWORTHS GROUP LTD	31,807	39.86	1,267,827.02
	TREASURY WINE ESTATES LTD	19,494	11.44	223,011.36
	COCHLEAR LTD	1,882	227.96	429,020.72
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	4,302	54.92	236,265.84
	SONIC HEALTHCARE LTD	12,441	34.74	432,200.34
	CSL LTD	12,606	282.00	3,554,892.00
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	78,456	22.82	1,790,365.92
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	44,125	98.51	4,346,753.75
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	82,000	25.78	2,113,960.00
	WESTPAC BANKING CORP	91,670	20.75	1,902,152.50
	ASX LTD	5,610	61.63	345,744.30
	MACQUARIE GROUP LTD	9,620	172.78	1,662,143.60
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	6,799	31.95	217,228.05
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	70,754	5.65	399,760.10
	MEDIBANK PRIVATE LTD	64,169	3.60	231,008.40
	QBE INSURANCE GROUP LTD	39,069	15.40	601,662.60
	SUNCORP GROUP LTD	36,335	13.48	489,795.80
	WISETECH GLOBAL LTD	3,650	76.80	280,320.00
	XERO LTD	3,659	111.34	407,393.06
	TELSTRA GROUP LTD	101,989	4.32	440,592.48
	APA GROUP	29,125	10.01	291,541.25
	ORIGIN ENERGY LTD	49,634	8.46	419,903.64
	LENLEASE GROUP	19,139	7.00	133,973.00
	オーストラリアドル 小計	1,841,233		41,943,943.90 (4,016,971,507)
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	30,815	8.46	260,694.90
	EBOS GROUP LTD	4,741	36.80	174,468.80
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	14,964	24.00	359,136.00
	SPARK NEW ZEALAND LTD	46,094	5.12	236,001.28

	MERCURY NZ LTD	15,009	6.41	96,207.69	
	MERIDIAN ENERGY LTD	33,959	5.40	183,378.60	
	ニュージーランドドル 小計	145,582		1,309,887.27 (115,689,243)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	70,000	48.15	3,370,500.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	37,500	81.15	3,043,125.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	52,000	11.60	603,200.00	
	MTR CORP	44,500	36.20	1,610,900.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	24,000	13.64	327,360.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	54,000	52.05	2,810,700.00	
	SANDS CHINA LTD	67,800	28.00	1,898,400.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	45,800	20.75	950,350.00	
	WH GROUP LTD	210,000	4.20	882,000.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	94,500	24.00	2,268,000.00	
	HANG SENG BANK LTD	18,600	111.90	2,081,340.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	32,000	301.40	9,644,800.00	
	AIA GROUP LTD	306,400	78.15	23,945,160.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	69,000	9.05	624,450.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD (CKI)	11,900	41.15	489,685.00	
	CLP HOLDINGS LTD	43,500	61.55	2,677,425.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	311,717	6.75	2,104,089.75	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	37,500	40.70	1,526,250.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	54,000	42.95	2,319,300.00	
	ESR GROUP LTD	39,200	13.10	513,520.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	45,000	12.24	550,800.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	32,916	23.15	762,005.40	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	38,000	19.52	741,760.00	
	SINO LAND CO	106,000	9.39	995,340.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	40,700	97.65	3,974,355.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	13,700	52.35	717,195.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	21,400	18.72	400,608.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	50,000	40.20	2,010,000.00	
	香港ドル 小計	1,971,633		73,842,618.15 (1,352,796,764)	
シンガポールドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	2,400	33.25	79,800.00	
	KEPPEL CORP LTD	34,600	6.64	229,744.00	

	SEATRIUM LTD	1,387,442	0.12	173,430.25	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	33,900	3.61	122,379.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	27,000	7.41	200,070.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	178,600	0.93	166,991.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	45,400	3.92	177,968.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	47,000	31.43	1,477,210.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	87,700	12.32	1,080,464.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	32,700	27.99	915,273.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	24,700	9.58	236,626.00	
	VENTURE CORP LTD	6,500	14.96	97,240.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	214,800	2.50	537,000.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	62,600	3.27	204,702.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	20,000	6.72	134,400.00	
	UOL GROUP LTD	9,400	6.39	60,066.00	
	シンガポールドル 小計	2,214,742		5,893,363.25 (625,816,243)	
イスラエルシ ケル	ICL GROUP LTD	17,069	20.75	354,181.75	
	ELBIT SYSTEMS LTD	724	760.50	550,602.00	
	BANK HAPOLIM BM	35,550	30.43	1,081,786.50	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	37,127	27.50	1,020,992.50	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	34,303	18.37	630,146.11	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	4,617	124.20	573,431.40	
	NICE SYSTEMS LTD	1,508	750.00	1,131,000.00	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	2,636	139.40	367,458.40	
	AZRIELI GROUP	723	215.60	155,878.80	
	イスラエルシケル 小計	134,257		5,865,477.46 (232,171,434)	
	合 計	29,921,717		191,536,108,139 (191,536,108,139)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	4,409	480,933.72	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	8,191	276,200.52	

	AMERICAN TOWER CORP	12,259	2,280,541.77
	ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	12,077	242,989.24
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,540	642,049.80
	BOSTON PROPERTIES INC	3,897	200,695.50
	CAMDEN PROPERTY TRUST	2,862	302,971.32
	CROWN CASTLE INC	11,461	1,254,291.84
	DIGITAL REALTY TRUST INC	7,755	807,683.25
	EQUINIX INC	2,464	1,838,415.04
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	4,429	289,080.83
	EQUITY RESIDENTIAL	9,106	567,850.16
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,729	380,414.58
	EXTRA SPACE STORAGE INC	3,395	481,954.20
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	6,429	303,577.38
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	9,221	167,176.73
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	13,518	260,491.86
	HOST HOTELS & RESORTS INC	20,061	325,790.64
	INVITATION HOMES INC	16,410	537,263.40
	IRON MOUNTAIN INC	7,821	422,099.37
	KIMCO REALTY CORP	15,495	285,417.90
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,128	455,561.92
	PROLOGIS INC	24,252	2,835,058.80
	PUBLIC STORAGE	4,184	1,186,498.72
	REALTY INCOME CORP	17,504	1,028,535.04
	REGENCY CENTERS CORP	4,031	233,798.00
	SBA COMMUNICATIONS CORP	2,721	607,000.68
	SIMON PROPERTY GROUP INC	8,677	934,859.98
	SUN COMMUNITIES INC	3,337	417,558.81
	UDR INC	7,646	307,598.58
	VENTAS INC	10,731	477,207.57
	VICI PROPERTIES INC	26,705	817,974.15
	WELLTOWER INC	13,162	1,003,997.36
	WEYERHAEUSER CO	18,644	566,964.04
	WP CAREY INC	5,737	380,305.73
	米ドル 小計	326,988	23,600,808.43 (3,386,480,001)
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,821	87,025.59



	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	2,998	55,133.22
	カナダドル 小計	4,819	142,158.81 (15,488,202)
ユーロ	COVIVIO	968	41,585.28
	GECINA SA	1,087	102,014.95
	KLEPIERRE	5,091	110,932.89
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,132	142,819.20
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	4,126	102,737.40
	ユーロ 小計	14,404	500,089.72 (78,254,039)
英ポンド	BRITISH LAND CO PLC	19,992	59,476.20
	LAND SECURITIES GROUP PLC	14,625	81,841.50
	SEGRO PLC	32,985	232,082.46
	英ポンド 小計	67,602	373,400.16 (68,216,475)
オーストラリアドル	DEXUS/AU	25,345	194,396.15
	GOODMAN GROUP	44,620	875,890.60
	GPT GROUP	46,863	188,389.26
	MIRVAC GROUP	109,547	241,003.40
	SCENTRE GROUP	145,964	364,910.00
	STOCKLAND	56,253	225,574.53
	VICINITY CENTRES	97,692	174,868.68
	オーストラリアドル 小計	526,284	2,265,032.62 (216,922,174)
香港ドル	LINK REIT	67,000	2,954,700.00
	香港ドル 小計	67,000	2,954,700.00 (54,130,104)
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	81,100	216,537.00
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	152,963	292,159.33
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	105,100	171,313.00
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIA	73,900	118,979.00
	シンガポールドル 小計	413,063	798,988.33 (84,844,570)
	合計		3,904,335,565 (3,904,335,565)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 604 銘柄	97.7%	—	72.4%
	投資証券 35 銘柄	—	2.3%	1.7%
カナダドル	株式 85 銘柄	99.8%	—	3.4%
	投資証券 2 銘柄	—	0.2%	0.0%
ユーロ	株式 221 銘柄	99.6%	—	9.8%
	投資証券 5 銘柄	—	0.4%	0.0%
英ポンド	株式 80 銘柄	99.2%	—	4.3%
	投資証券 3 銘柄	—	0.8%	0.0%
スイスフラン	株式 44 銘柄	100.0%	—	3.0%
スウェーデンクローナ	株式 46 銘柄	100.0%	—	0.9%
ノルウェークローネ	株式 12 銘柄	100.0%	—	0.2%
デンマーククローネ	株式 16 銘柄	100.0%	—	0.9%
オーストラリアドル	株式 52 銘柄	94.9%	—	2.1%
	投資証券 7 銘柄	—	5.1%	0.1%
ニュージーランドドル	株式 6 銘柄	100.0%	—	0.1%
香港ドル	株式 28 銘柄	96.2%	—	0.7%
	投資証券 1 銘柄	—	3.8%	0.0%
シンガポールドル	株式 16 銘柄	88.1%	—	0.3%
	投資証券 4 銘柄	—	11.9%	0.0%
イスラエルシェケル	株式 9 銘柄	100.0%	—	0.1%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

#### 【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期中間計算期間(2023 年 6 月 27 日から 2023 年 12 月 26 日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年3月8日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSmart-i先進国株式インデックスの2023年6月27日から2023年12月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Smart-i先進国株式インデックスの2023年12月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月27日から2023年12月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の

妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【Smart-i 先進国株式インデックス】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2023年6月26日現在	第7期中間計算期間末 2023年12月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	128,983,385	176,599,005
親投資信託受益証券	38,004,592,039	49,864,482,704
未収入金	-	40,995,000
流動資産合計	38,133,575,424	50,082,076,709
資産合計	38,133,575,424	50,082,076,709
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	37,825,761	92,302,137
未払受託者報酬	3,390,617	4,817,221
未払委託者報酬	30,515,492	43,354,898
未払利息	349	478
その他未払費用	1,034,048	1,470,690
流動負債合計	72,766,267	141,945,424
負債合計	72,766,267	141,945,424
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	17,223,751,073	20,803,518,025
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	20,837,058,084	29,136,613,260
(分配準備積立金)	8,033,164,890	7,569,166,259
元本等合計	38,060,809,157	49,940,131,285
純資産合計	38,060,809,157	49,940,131,285
負債純資産合計	38,133,575,424	50,082,076,709

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 6 期中間計算期間 自 2022 年 6 月 28 日 至 2022 年 12 月 27 日	第 7 期中間計算期間 自 2023 年 6 月 27 日 至 2023 年 12 月 26 日
営業収益		
有価証券売買等損益	△448,127,971	3,703,100,665
営業収益合計	△448,127,971	3,703,100,665
営業費用		
支払利息	33,938	56,347
受託者報酬	2,662,621	4,817,221
委託者報酬	23,963,542	43,354,898
その他費用	812,871	1,475,383
営業費用合計	27,472,972	49,703,849
営業利益又は営業損失 (△)	△475,600,943	3,653,396,816
経常利益又は経常損失 (△)	△475,600,943	3,653,396,816
中間純利益又は中間純損失 (△)	△475,600,943	3,653,396,816
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	57,818,972	102,085,588
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	9,380,599,107	20,837,058,084
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,613,626,996	6,136,343,807
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,613,626,996	6,136,343,807
剰余金減少額又は欠損金増加額	722,253,754	1,388,099,859
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	722,253,754	1,388,099,859
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	11,738,552,434	29,136,613,260

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

第6期 2023年6月26日現在	第7期中間計算期間末 2023年12月26日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 11,122,437,277円	期首元本額 17,223,751,073円
期中追加設定元本額 8,085,174,470円	期中追加設定元本額 4,718,783,088円
期中一部解約元本額 1,983,860,674円	期中一部解約元本額 1,139,016,136円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 17,223,751,073口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 20,803,518,025口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.2098円	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.4006円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (22,098円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (24,006円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第6期 2023年6月26日現在	第7期中間計算期間末 2023年12月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。



(参考)

当ファンドは「RM先進国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

## RM先進国株式マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

2023年12月26日現在

資産の部	
流動資産	
預金	6,968,254,379
コール・ローン	461,014,651
株式	209,862,154,139
投資証券	4,435,597,607
派生商品評価勘定	242,622,874
未収入金	1,746,694
未収配当金	172,035,721
差入委託証拠金	4,123,450,804
流動資産合計	226,266,876,869
資産合計	226,266,876,869
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,951,323
未払解約金	113,243,100
未払利息	1,250
その他未払費用	6,492
流動負債合計	115,202,165
負債合計	115,202,165
純資産の部	
元本等	
元本	85,279,222,409
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	140,872,452,295
元本等合計	226,151,674,704
純資産合計	226,151,674,704
負債純資産合計	226,266,876,869

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。</p> <p>為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月26日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年6月27日
期首元本額	84,072,709,910円
期中追加設定元本額	17,743,253,706円
期中一部解約元本額	16,536,741,207円
期末元本額	85,279,222,409円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	1,522,089,142円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	7,799,604,485円
りそなラップ型ファンド(成長型)	6,965,679,027円
DCりそな グローバルバランス	44,289,421円
つみたてバランスファンド	3,094,254,151円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	1,993,283,969円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	1,506,267,840円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	1,039,849,291円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	554,439,076円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	367,981,807円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	211,204,417円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	477,447,991円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定型)	42,310,552円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定成長型)	143,151,850円
りそな つみたてラップ型ファンド (成長型)	134,776,989円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	28,202,083円
ターゲットリターンバランスファンド (目標2%)	800,125円
ターゲットリターンバランスファンド (目標3%)	910,066円
ターゲットリターンバランスファンド (目標4%)	4,620,172円
ターゲットリターンバランスファンド (目標5%)	2,267,188円
ターゲットリターンバランスファンド (目標6%)	4,685,576円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	370,893円
FWりそな先進国株式アクティブファンド	128,542,141円
FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド	79,589,117円
FWりそな先進国株式インデックスファンド	31,374,521,871円
S m a r t e r i 先進国株式インデックス	18,803,304,312円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定型	498,374,855円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定成長型	1,686,065,801円
S m a r t e r i 8資産バランス 成長型	2,274,116,633円
S m a r t e r i S e l e c t 全世界株式インデックス	401,671,623円
S m a r t e r i S e l e c t 全世界株式インデックス (除く日本)	193,251,379円
S m a r t e r i D C 全世界株式インデックス	332,526円
S m a r t e r i D C 全世界株式インデックス (除く日本)	352,513円
りそなFT 先進国株式インデックス (適格機関投資家専用)	248,473,705円
りそなDAAファンド (適格機関投資家専用)	116,201,398円
りそなFT RCバランスファンド (適格機関投資家専用)	1,242,725,151円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	7,332,114円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	34,746,385円
りそなVIグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	254,655,021円
りそなFT マルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	118,082,940円
りそなDAAマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	416,665円
りそなFT パッシブバランスI (適格機関投資家専用)	446,721,842円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	71,190,487円
りそなDAAファンドII (適格機関投資家専用)	146,813,151円
りそなDAAファンド202205 (適格機関投資家専用)	243,383,444円
りそなFT パッシブバランス202307 (適格機関投資家専用)	969,871,224円
2. 計算日における受益権の総数	85,279,222,409口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6519円
(10,000口当たり純資産額)	(26,519円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年12月26日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

## 2. 時価の算定方法

株式、新株予約権証券、投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

デリバティブ取引

(その他の注記)のデリバティブ取引に関する注記に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2023年12月26日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	11,577,607,345	—	11,819,862,763	242,255,418
合計		11,577,607,345	—	11,819,862,763	242,255,418

(注) 時価の算定方法

先物取引

外国先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(通貨関連)

(2023年12月26日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	344,677,228	—	343,093,361	△1,583,867
	米ドル	267,652,946	—	265,992,353	△1,660,593
	カナダドル	15,015,752	—	15,020,434	4,682
	ユーロ	18,756,360	—	18,804,228	47,868
	英ポンド	14,485,620	—	14,455,462	△30,158
	スイスフラン	8,288,150	—	8,304,470	16,320
	スウェーデンクローナ	2,831,200	—	2,847,360	16,160
	デンマーククローネ	7,981,800	—	7,989,944	8,144

	オーストラリア ドル	9,665,400	—	9,679,110	13,710
	合計	344,677,228	—	343,093,361	△1,583,867

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年12月29日現在です。

### 【Smart-i 先進国株式インデックス】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	50,438,326,741円
II 負債総額	67,452,147円
III 純資産総額 (I - II)	50,370,874,594円
IV 発行済口数	20,906,985,366口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.4093円

(参考)

### RM先進国株式マザーファンド

#### 純資産額計算書

I 資産総額	227,712,172,983円
II 負債総額	6,022,482円
III 純資産総額 (I - II)	227,706,150,501円
IV 発行済口数	85,553,606,582口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.6616円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

2023年12月末現在	資本金の額	1,000,000,000円
	発行可能株式総数	3,960,000株
	発行済株式総数	3,960,000株

- 過去5年間における主な資本金の増減  
該当事項はありません。

###### (2) 委託会社の機構（2023年12月末現在）

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。取締役会は、業務執行を分担して行う責任者を執行役員として選任することができます。また、取締役会は、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

取締役は株主総会において選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

経営会議は、経営に関する全般的な重要事項および重要な業務執行案件を協議します。

監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する独立の機関であるとともに、監査等委員である取締役以外の業務執行取締役の選任・解任・辞任および報酬等について監査等委員会としての意見を決定します。

###### ② 投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P.D.C.Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

○PLAN：計画

- ・運用戦略部は、運用基本方針や主な投資制限などを策定し、運用委員会にて協議します。

○DO：実行

- ・運用部門のファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、ファンドマネージャーが所属する部の部長が承認します。
- ・ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- ・運用部門の各部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。
- ・売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離されたトレーディング部が、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

○CHECK：検証→ACTION：改善

- ・法令等や主な投資制限の遵守状況等については、運用部門から独立した運用リスク管理部がモニタリングを行います。その結果は、運用評価委員会に報告するとともにすみやかに運用部門にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- ・運用実績等については運用評価委員会が統括し、運用部門に対する管理・指導を行います。



## 2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

2023年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	163	1,659,921
単位型株式投資信託	6	27,661
単位型公社債投資信託	12	23,457
合計	181	1,711,040

### 3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。  
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 8 期事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第 9 期事業年度に係る中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

りそなアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月24日

りそなアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	7,480,501	9,745,910
前払費用	270,287	323,722
未収入金	247	314
未収委託者報酬	972,599	948,037
未収運用受託報酬	3,009,122	2,750,484
未収投資助言報酬	507,363	479,787
流動資産計	12,240,121	14,248,255
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 8,415	11,556
器具備品	※1 15,450	17,947
有形固定資産計	23,866	29,503
無形固定資産		
ソフトウェア	3,919	11,002
ソフトウェア仮勘定	3,100	—
無形固定資産計	7,019	11,002
投資その他の資産		
投資有価証券	37,596	60,103
繰延税金資産	118,572	117,863
投資その他の資産計	156,168	177,967
固定資産計	187,054	218,474
資産合計	12,427,176	14,466,729

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	274,374	252,008
その他未払金	※2 1,568,028	263,623
未払費用	105,943	111,825
未払法人税等	250,779	607,485
未払消費税等	276,917	99,188
預り金	2,465	2,245
賞与引当金	253,537	265,505
流動負債計	2,732,047	1,601,882
負債合計	2,732,047	1,601,882
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	490,000	490,000
資本剰余金計	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,203,810	11,375,212
利益剰余金計	8,203,810	11,375,212
株主資本計	9,693,810	12,865,212
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,318	△364
評価・換算差額等計	1,318	△364
純資産合計	9,695,129	12,864,847
負債・純資産合計	12,427,176	14,466,729



## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	4,788,765		4,696,038	
運用受託報酬	5,438,177		5,142,361	
投資助言報酬	982,472		952,145	
営業収益計	11,209,415		10,790,545	
営業費用				
支払手数料	1,460,131		1,210,415	
広告宣伝費	49,322		68,988	
調査費				
調査費	1,502,951		1,772,867	
委託調査費	137,291		148,470	
委託計算費	269,116		300,448	
事務委託費	23,751		26,903	
営業雑経費				
印刷費	95,519		114,901	
協会費	12,887		13,978	
販売促進費	2,277		836	
その他	64,110		70,972	
営業費用計	3,617,359		3,728,783	
一般管理費				
給料				
役員報酬	127,995		124,995	
給料・手当	1,260,284		1,361,136	
賞与	169,303		192,845	
賞与引当金繰入額	253,537		265,505	
旅費交通費	6,944		20,681	
租税公課	92,204		85,343	
不動産賃借料	99,813		113,302	
固定資産減価償却費	15,365		13,938	
諸経費	270,995		267,977	
一般管理費計	2,296,443		2,445,724	
営業利益	5,295,612		4,616,037	
営業外収益				
受取利息	—		5,137	
受取配当金	506		64	
投資有価証券売却益	866		564	
雑収入	3,244		2,431	
営業外収益計	4,617		8,198	
営業外費用				
投資有価証券売却損	—		290	
為替差損	170		64,517	
雑損失	1,455		22	
営業外費用計	1,625		64,829	
経常利益	5,298,604		4,559,406	
特別損失				
固定資産除去損	—		2,368	
特別損失計	—		2,368	

税引前当期純利益		5,298,604	4,557,038
法人税、住民税及び事業税	※1	1,632,846	1,384,185
法人税等調整額		10,297	1,450
法人税等計		1,643,143	1,385,636
当期純利益		3,655,460	3,171,401

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	4,548,350	4,548,350	6,038,350
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	3,655,460	3,655,460	3,655,460
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	3,655,460	3,655,460	3,655,460
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	8,203,810	8,203,810	9,693,810

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,804	1,804	6,040,155
当期変動額			
当期純利益	—	—	3,655,460
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△486	△486	△486
当期変動額合計	△486	△486	3,654,974
当期末残高	1,318	1,318	9,695,129

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	8,203,810	8,203,810	9,693,810
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	3,171,401	3,171,401	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	3,171,401	3,171,401	3,171,401
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,318	1,318	9,695,129
当期変動額			
当期純利益	—	—	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△1,682	△1,682	△1,682
当期変動額合計	△1,682	△1,682	3,169,718
当期末残高	△364	△364	12,864,847

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	2,073千円	2,865千円
器具備品	32,416千円	40,455千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
流動負債		
その他未払金	1,311,908千円	—

(注) 当該金額は、連結納税親会社と受払いする金額であります。

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する主な取引

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	1,311,417千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、運用受託先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	37,596	37,596	—
資産計	37,596	37,596	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	19,725	2,959	—
合計	—	19,725	2,959	—

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	60,103	60,103	—
資産計	60,103	60,103	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	34,625	1,996	—
合計	—	34,625	1,996	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	37,596	—	37,596
資産計	—	37,596	—	37,596

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	60,103	—	60,103
資産計	—	60,103	—	60,103



(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	17,169	14,100	3,069
	小計	17,169	14,100	3,069
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	20,427	21,596	△1,169
	小計	20,427	21,596	△1,169
合計		37,596	35,696	1,900

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	29,229	26,990	2,239
	小計	29,229	26,990	2,239
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	30,874	33,639	△2,764
	小計	30,874	33,639	△2,764
合計		60,103	60,629	△525

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	7,866	866	—
合計	7,866	866	—

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	9,274	564	290
合計	9,274	564	290

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	77,607千円	81,271千円
未払事業所税	1,363千円	1,628千円
未払事業税	36,333千円	31,451千円
未確定債務	757千円	961千円
減価償却超過額	3,090千円	2,390千円
その他有価証券評価差額金	357千円	846千円
繰延税金資産小計	119,511千円	118,549千円
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	119,511千円	118,549千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	939千円	685千円
繰延税金負債合計	939千円	685千円
繰延税金資産の純額	118,572千円	117,863千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

法定実効税率	30.61%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
住民税均等割	0.07%
その他	0.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.01%</u>

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

法定実効税率	30.61%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%
住民税均等割	0.08%
その他	<u>△0.32%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.41%</u>

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	5,964,710

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	5,545,681

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	東京都江東区	50,552	持株会社としての経営管理	(直接)100%	連結納税	連結納税に係る個別帰属額(注1)	1,311,417	その他未払金	1,311,908

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)(注4)
親会社の 子会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	-	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託報酬(注1)	5,202,291	未収運用受託報酬	2,880,437
							投資助言報酬(注2)	762,418	未収投資助言報酬	
							支払手数料(注3)	922,420	未払手数料	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス(東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社 の 子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	—	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬 (注1)	4,790,900	未収運用 受託報酬	2,557,553
							投資助言 報酬 (注2)	754,781	未収投資 助言報酬	410,936
							支払手数料 (注3)	801,950	未払 手数料	161,752

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	2,448円26銭	3,248円70銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失(△)	923円09銭	800円86銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	3,655,460	3,171,401
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	3,655,460	3,171,401
普通株式の期中平均株式数(株)	3,960,000	3,960,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第9期中間会計期間  
(2023年9月30日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		11,392,118
前払費用		291,608
未収入金		251
未収委託者報酬		1,022,391
未収運用受託報酬		3,062,606
未収投資助言報酬		512,845
流動資産計		16,281,821
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	10,888
器具備品	※1	33,344
有形固定資産計		44,233
無形固定資産		
ソフトウェア		9,869
無形固定資産計		9,869
投資その他の資産		
投資有価証券		89,922
繰延税金資産		118,642
投資その他の資産計		208,565
固定資産計		262,668
資産合計		16,544,489



(単位：千円)

第9期中間会計期間  
(2023年9月30日現在)

負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		280,368
その他未払金		289,518
未払費用		119,676
未払法人税等		826,250
未払事業所税		2,948
未払消費税等	※2	154,937
賞与引当金		237,686
預り金		3,663
流動負債計		<u>1,915,050</u>
負債合計		<u>1,915,050</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		490,000
資本剰余金計		<u>490,000</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		13,139,895
利益剰余金計		<u>13,139,895</u>
株主資本計		<u>14,629,895</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△457
評価・換算差額等計		<u>△457</u>
純資産合計		<u>14,629,438</u>
負債・純資産合計		<u>16,544,489</u>

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第9期中間会計期間

(自 2023年4月1日

至 2023年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		2,518,468
運用受託報酬		2,815,890
投資助言報酬		496,965
営業収益計		5,831,324
営業費用		
支払手数料		674,254
広告宣伝費		43,924
調査費		
調査費		951,111
委託調査費		58,686
委託計算費		156,106
事務委託費		15,858
営業雑経費		
印刷費		49,541
協会費		11,299
販売促進費		3,106
その他		41,911
営業費用計		2,005,801
一般管理費		
給料		
役員報酬		65,850
給料・手当		721,614
賞与		38,705
賞与引当金繰入額		237,686
旅費交通費		17,917
租税公課		48,115
不動産賃借料		61,403
固定資産減価償却費	※1	7,832
諸経費		142,791
一般管理費計		1,341,918
営業利益		2,483,604
営業外収益		
受取利息		5,080
受取配当金		58
投資有価証券売却益		2,000
為替差益		55,163
雑収入		1,103
営業外収益計		63,405
営業外費用		
投資有価証券売却損		15
雑損失		0
営業外費用計		15
経常利益		2,546,994
税引前中間純利益		2,546,994
法人税、住民税及び事業税		783,049
法人税等調整額		△738
法人税等計		782,311
中間純利益		1,764,683

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第9期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212
当中間期変動額	-	-	-	-	-	-
当中間純利益	-	-	-	1,764,683	1,764,683	1,764,683
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	1,764,683	1,764,683	1,764,683
当中間期末残高	1,000,000	490,000	490,000	13,139,895	13,139,895	14,629,895

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△364	△364	12,864,847
当中間期変動額	-	-	-
当中間純利益	-	-	1,764,683
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△92	△92	△92
当中間期変動額合計	△92	△92	1,764,590
当中間期末残高	△457	△457	14,629,438

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

第9期中間会計期間 (2023年9月30日)	
建物	3,533千円
器具備品	45,605千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

第9期中間会計期間 (2023年9月30日)	
有形固定資産	5,817千円
無形固定資産	2,015千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第9期中間会計期間(自2023年4月1日至2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,960,000	-	-	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第9期中間会計期間(2023年9月30日現在)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	89,922	89,922	-
資産計	89,922	89,922	-

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	89,922	—	89,922
資産計	—	89,922	—	89,922

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第9期中間会計期間 (2023年9月30日現在)

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	26,571	23,986	2,585
	小計	26,571	23,986	2,585
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	63,350	66,595	△3,244
	小計	63,350	66,595	△3,244
資産計		89,922	90,581	△658

(収益認識関係)

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地 (ファンドの場合は組成地) を基礎として分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	3,013,395

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	3,694円30銭
1株当たり中間純利益金額	445円63銭

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益 (千円)	1,764,683
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	1,764,683
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,960,000

(重要な後発事象)

第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。



追加型証券投資信託

S m a r t - i 先進国株式インデックス

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

RM先進国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。）および先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、金融商品取引所に上場、または店頭登録されている\*日本を除く先進国の株式、先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。なお、MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。

\*上場予定、店頭登録予定を含みます。

- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。

- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
S m a r t - i 先進国株式インデックス  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口

座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM先進国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証



券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第

236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図および範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する

マザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託

期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみ

なした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うもの

とします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

#### 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとしします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をすることとしします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、



信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年6月26日から翌年6月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年8月29日から平成30年6月25日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはでき

ないものとしします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.20%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

できます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されず。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、

当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年8月29日

委託者 りそなアセットマネジメント株式会社  
受託者 株式会社りそな銀行



(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第45条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日



RESONA

リソナアセットマネジメント